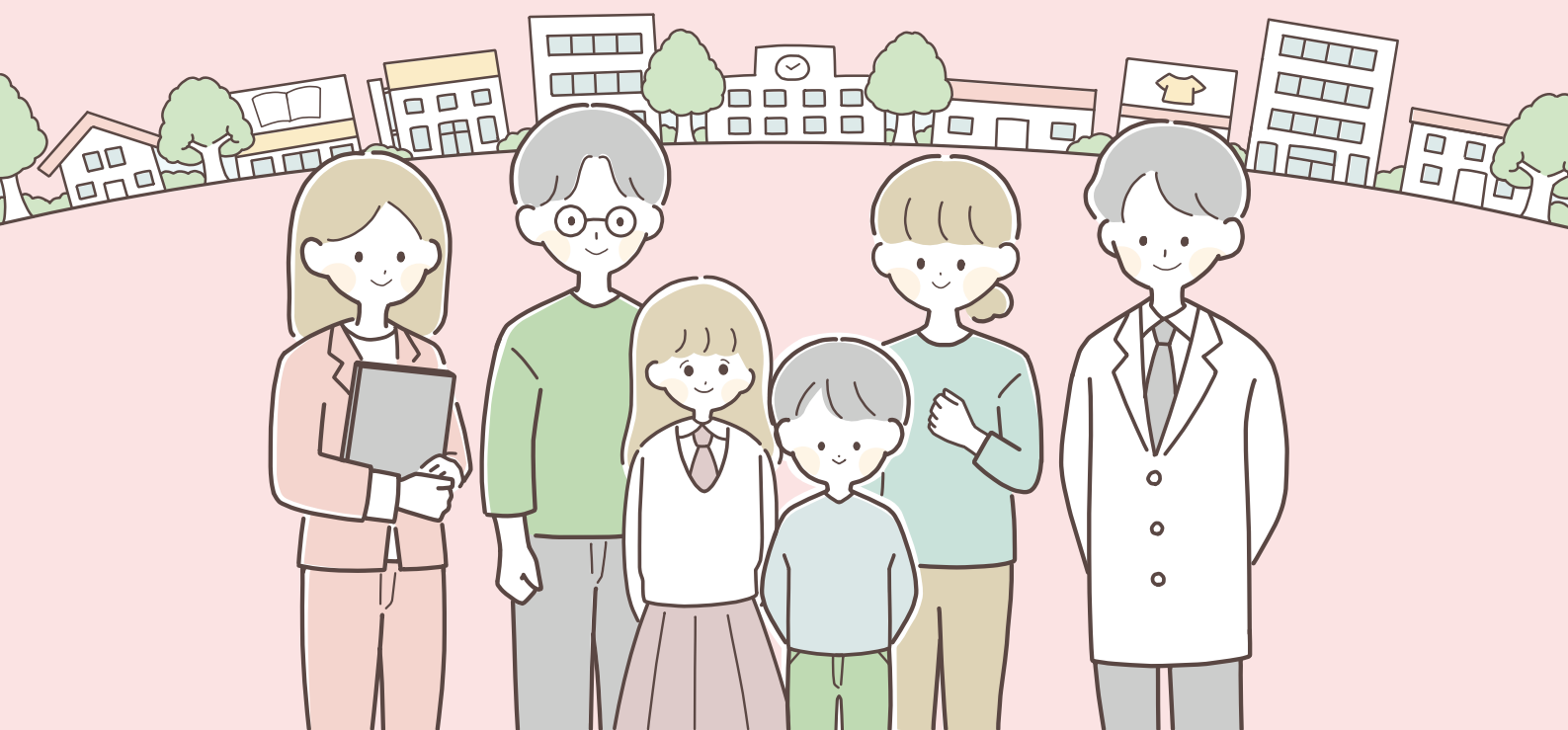


佐世保市児童虐待防止マニュアル

《関係機関用》

～地域みんなで子どもを守る！～



佐世保市子ども安心ネットワーク協議会

佐世保市すこやか子どもセンター

改訂版発行にあたって

昭和から数えて100年、戦後80年が過ぎた現在、日本の地域社会の子ども達を取り巻く環境が著しく変化をし、いじめ、不登校、加えて虐待まで国や地方自治体、民間の様々な施策や対応がなされているのにもかかわらず、子どもをめぐる情勢は複雑化、深刻化しています。

中国漢の時代の諺に『四維張らざれば国すなわち滅亡す』というものがあります。四維とは「礼」節度を守ること、「義」責任を果たすこと、「廉」心のきれいな事、「恥」恥を知る事。つまり、この四維が保たなければ社会全体が成り立たなくなるという趣旨の教えです。

日本の未来を担うべき子どもたちの将来を憂慮せずにはいられません。

佐世保市においても平成12年に『相談機関連絡協議会』が設置され、平成14年には『子ども安心ネットワーク委員会・検討会』、平成18年に『佐世保市子ども安心ネットワーク協議会』となり、同時に児童福祉法に規定された要保護児童対策地域協議会として位置づけられ現在に至っております。

私自身、設立当初からこの委員会に永くかかわらせていただきながら、現実の状況を見た時は、まだまだ改善されている状態とは言えないと歯がゆい思いを、又自分自身の力不足をつくづく感じているところです。子育てにかかわるすべての組織をあげ、官民の垣根を越えてどう横の連携をし、どう繋がるのか、他人事ではなく、当事者の意識を持つ事、その思いで当たる事が我々委員会のお役目、責任と考えております。

そのため、佐世保市子ども安心ネットワーク協議会でも虐待をはじめとした様々な事案に対応する為のマニュアルを作成し、現状の改善の為に役立てて頂こうとの思いで、改定を続けているところです。今回も“地域のみんなで子どもを守る”をテーマにマニュアル改訂版を作成したものです。協議会委員の皆様をはじめ関係機関皆様方の活動に少しでもお役に立てて頂ければと願うばかりです。

委員会の皆様はじめ、関係機関皆様のそれぞれの立場でのご活躍更なるご尽力をお願いいたし、発刊に当たってのご挨拶といたします。

令和8年7月 佐世保市子ども安心ネットワーク協議会

委員長 古賀 良一

相談・通告先について

◎相談・通告先

佐世保市すこやか子どもセンター
子ども子育て応援グループ
★佐世保市高砂町5番1号
佐世保市中央保健福祉センター
(すこやかプラザ)4階

電話:0956-25-9705
(月～金 8:30～17:15
祝日・年末年始除く)

全国児童相談所
虐待対応ダイヤル

189(無料)

◎緊急性が高い場合の通告先

佐世保こども・女性・障害者
支援センター(児童相談所)
★佐世保市万徳町10番3号

電話:0956-24-5080
(月～金 9:00～17:45)
※虐待通告は24時間対応

※**24時間**対応

※近くの児童相談所
につながります。

※以下、本文中では「児童相談所」と表記しています。

生命に危険がある場合は、警察へ**110番**してください

も く じ

1. 児童虐待とは

- (1) 児童虐待の定義2
- (2) しつけと虐待の違い3
- (3) 児童虐待につながるおそれのある背景4
- (4) 虐待の子どもへの影響5

2. 児童虐待の早期発見のポイント

- (1) 早期発見の重要性6
- (2) 子どもの観察のポイント6

3. 児童虐待の発見から通告・支援

- (1) 通告の義務と個人情報保護6
- (2) 発見から通告までの流れ図7
- (3) 発見から通告までの流れの説明8
- (4) 通告後の支援の流れ図9
- (5) 通告後の支援の流れの説明10

4. 児童虐待対応のポイント

- (1) 子どもへの接し方11
- (2) 保護者への対応・支援12

5. 通告後の在宅支援と見守りについて

- (1) 見守りのポイント13
- (2) 幼稚園・保育所・認定こども園・学校などによる見守り13
- (3) 関係機関との連携の推進と法的根拠13

6. 関係機関とのネットワーク

- (1) 佐世保市子ども安心ネットワーク協議会(要保護児童対策地域協議会)14
- (2) 要保護児童対策地域協議会(要対協)個別ケース検討会議15

7. さまざまな家庭への支援

- (1) DVについて17
- (2) 避難しているDV被害者の子どもを幼稚園・保育所・認定こども園・学校などで受け入れる場合の注意点18
- (3) ヤングケアラーについて19

《資料編》

ー各関係機関の役割ー

- 各関係機関の役割21

ーアセスメントー

早期発見のための観察ポイント

- ・ 子どもの様子25
- ・ 保護者の様子26
- ・ 緊急性が高い状況27

ー様 式ー

- ・ 通告書28
- ・ 長崎県版緊急度アセスメントシート29
- ・ 在宅支援共通アセスメント・プランニングシート202330
- ・ ネグレクトの支援方法を考えるためのアセスメントシート31

ー法令関係(二次元コード)ー

- ① 児童福祉法 ② 児童虐待防止法 ③ 児童の権利に関する条約 ④ こども基本法
⑤ 子どもの標準身長・体重曲線 ⑥ 学校と関係機関との連携マニュアル四訂版
⑦ 保育所や幼稚園等における虐待及び発生時の対応等に関するガイドライン32

ーリーフレットー

- 佐世保市子どもの相談窓口早見表(二次元コード付)33

ー参 考ー

- 佐世保市子ども安心ネットワークのあゆみ34
- 参考文献35

① 児童虐待とは

② 児童虐待の
早期発見のポイント

③ 児童虐待の
発見から通告・支援

④ 児童虐待対応の
ポイント

⑤ 通告後の在宅支援と
見守りについて

⑥ 関係機関との
ネットワーク

⑦ さまざまな
家庭への支援

《資料編》

1 児童虐待とは

(1) 児童虐待の定義

「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、「児童虐待防止法」という)第2条において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)がその監護する児童(18歳に満たない者)について行う次に掲げる行為をいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせる など。

【第2条第1号】 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

【第2条第2号】 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ネグレクト(養育放棄・怠慢)

食事を与えない、衣服や持ち物が極端に不衛生、乳幼児を家に残したまま外出する、適切な医療を受けさせない、子どもの意思に反して学校等に登校させない など。

【第2条第3号】 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(ドメスティックバイオレンス)、きょうだいに虐待行為を行う など。

【第2条第4号】 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家族における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) しつけと虐待の違い

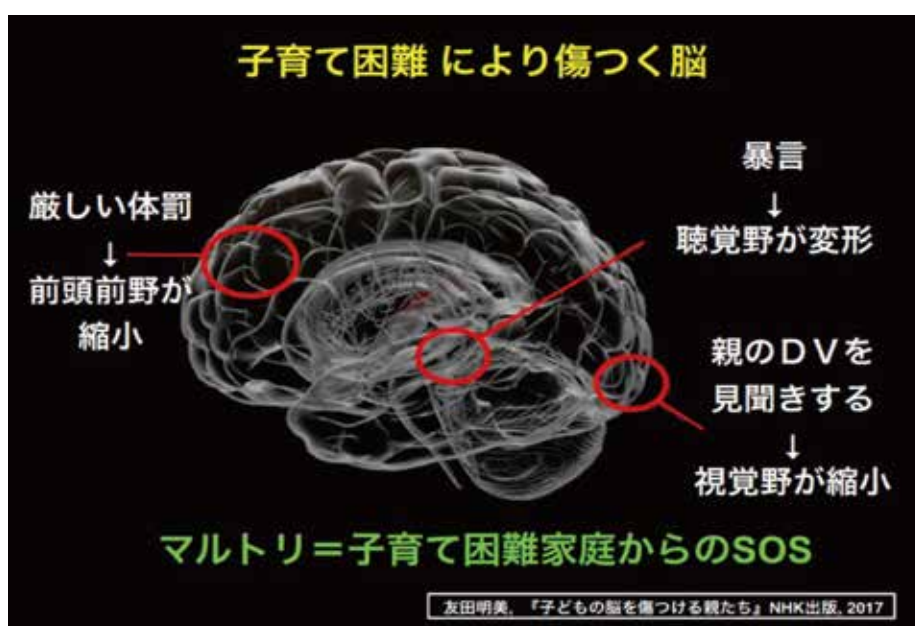
虐待であるかどうかの判断は、「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」で判断しましょう。

- 周囲が虐待を疑っても、親が『しつけ』でやっている」と主張すると、それ以上口をはさみにくくなります。また、『虐待』している親はその行為を、『虐待』ではなく正当な『しつけ』と思い込んでいる場合も少なくありません。
- 『しつけ』とは、「子どもの欲求や理解度に配慮しながら、基本的な生活習慣、生活していく力、他人への思いやりや社会のルール・マナー等を身につけることができるように、子どもに働きかけること」です。一方的に子どもに強制したり、子どもの人権を無視して、暴力等をもって従わせようとしたりすることではありません。
- たとえ愛情に根ざした『しつけ』のつもりであっても、子どもの健全な発育に悪い影響を及ぼすものであれば、それは『虐待』です。大人は、子どもに対して絶対的に優位な立場にあります。だからこそ、虐待は子ども側の立場で理解し、子どもに対する影響の有無を最優先して判断すべきと言えます。

令和2年4月 児童福祉法等改正法が施行され、**子どもへの体罰は禁止**されました。

令和4年の民法改正で、同法822条の「懲戒権」に関する規定が削除され、「子の人格の尊重等」が追加されました。「懲戒権」が児童虐待等を正当化する口実に利用されることを防ぐため、「子の人格の尊重」を最優先し、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動が明確に禁止されました。※P32児童福祉法(二次元コード)参照

科学的に**不適切な養育(マルトリートメント)**、体罰(暴力)・暴言などの虐待は、**子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼす**ことが証明されています。



脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人の脳には様々な変化が生じていることが報告されています。親は「しつけ」のつもりだったとしても、子どもたちの脳に「深刻なダメージ」として残ることが分かっています。一方で、その後に適切な養育環境の中で成長することで、傷ついた脳の回復も可能であることもわかっています。早いうちに体罰をやめ、養育環境を見直すべきなのです。

(3) 児童虐待につながるおそれのある背景

児童虐待につながるおそれのある背景については、危機状況の家族や育児困難を感じている親子を見極めるための目安として重要ですが、これらの要因を多く持ち合わせているからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。こうした要因は特別な家庭の問題ではありません。

「虐待はどの家庭にも起こり得る」と考え、児童虐待防止の取り組みを進めていく必要があります。

要 因	内 容
保護者	・ 妊娠そのものを受容することが困難(望まぬ妊娠、若年の妊娠) ・ 新生児期や乳幼児期に保護者又は子どもの長期入院等で離れて暮らした経験があり、子どもとの愛着形成が十分でない ・ マタニティブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況 ・ 疾病や精神疾患、知的障がい、アルコール依存等で適切に養育できない ・ 子どもの発育・発達についての知識が乏しく、適切な養育ができない ・ 子どもを産むまでに、新生児や乳幼児に接した経験がほとんどない ・ 保護者自身が子どもの頃に虐待を受ける等、不安定な親子関係で育った体験がある ・ きょうだい間の差別(特定の子どもにだけ拒否感を持つ)がある ・ 攻撃性や衝動性を抑制できない ・ 仕事上のストレスや人間関係がうまくいかない
子ども	・ 慢性疾患、障がい、未熟児等で保護者が子育ての負担感やストレスを感じやすい ・ よく泣く、よく動く、欲求が強いなど、手がかかり、何らかの育てにくさを持っている子ども ・ 乳幼児期の子ども
家族関係	・ 双子や三つ子等多胎児がいる家庭、子どもがたくさんいる家庭 ・ 未婚を含むひとり親家庭等、育児を母又は父のみがしている家庭 ・ 子ども連れの再婚(内縁)家庭や同居人がいる家庭 ・ 離婚、再婚、別居、夫婦不和、DVなど不安定な状況にある家庭 ・ 転勤族で地域性に乏しい家庭、理由不明な転居を繰り返す家庭 ・ 親族や地域社会との交流が乏しく孤立している家庭、周囲からの支援を拒否する家庭 ・ 失業、転職、借金などにより経済的に厳しい状況で不安のある家庭
社 会	・ 子どもを完璧に育てなければという親へのプレッシャー ・ 「育児は母親がすべき」という固定観念 ・ 近所付き合いが希薄

(4) 虐待の子どもへの影響

子どもへの虐待は、子どもに対するもっとも重大な権利侵害です。

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまであるが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られる。(以下、こども家庭庁「こども虐待対応の手引き」より引用)

① 身体的影響

打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外からみえない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られる。

愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある。

② 知的発達面への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができなったり、またネグレクトの状態で養育されることで、学校への登校もままならない場合がある。そのため、もともとの能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがある。

③ 心理的影響

ア. 対人関係の障害

愛着対象(保護者)との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となり、対人関係における問題を生じることがある。

また、保護者以外の大人との間に、虐待的な人間関係を反復する傾向を示すこともある。

イ. 低い自己評価

子どもは、自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたりすることがあり、そのため自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持ってない状態となることがある。

ウ. 行動コントロールの問題

保護者からの暴力を受けた子どもは、暴力で問題解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがある。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合がある。

上記以外にも、エ. 多動、オ. 心的外傷後ストレス障害、カ. 偽成熟性、キ. 精神的症状などに特徴がみられる。

以上のように、虐待は子どもの心身に深い影響を残し、その回復のためには長期間の治療やケアが必要となる。

2 児童虐待の早期発見のポイント

(1) 早期発見の重要性

子どもの多くは、自分から虐待を受けたことを話しません。周囲の大人がそれに気づく意識や目を持つことが必要です。児童虐待は、その後の子どもの心身の成長、発達において大きな影響を及ぼすため、早期に発見、支援することが子どもの成長を大きく左右するほど重要なことです。

「虐待」をしてしまう親も、実は親自身が悩み、支援を必要としていることがあります。子どもだけでなく、親も支援するという視点に立ち、児童虐待の相談、通告は、「子どもと家庭への支援の始まり」という思いを持つことが重要です。

なお、児童虐待を発見しやすい立場にある園や学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある者は…、児童虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。(児童虐待防止法 第5条第1項)

(2) 子どもの観察ポイント

児童虐待は、家庭の中で行われることがほとんどです。子どもが発するサインをいち早く見つけることが、子どもを虐待から守る第一歩です。

子どもに関わる中で虐待を疑ったら、まずその感覚を大事にし、子どもをより注意深く観察してください。 ※P25～27「早期発見のための観察ポイント」参照

3 児童虐待の発見から通告・支援

(1) 児童虐待の発見から通告・支援

① 児童虐待にかかわる通告は国民の義務です。

すべての国民に対し、虐待を受けたと思われる児童(虐待の疑いを含む)または、児童虐待を発見した者は、速やかに、これを市町村、または児童相談所等に通告しなければならない。(児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条第1項)

② 通告の義務と守秘義務(個人情報の保護)

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は…通告する義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない→通告義務は、守秘義務に優先。
⇒通告することは守秘義務違反には該当しない。(児童虐待防止法第6条第3項)

(2) 発見から通告までの流れ図(幼稚園・保育所・認定こども園・学校などの関係機関)

虐待かも?? 子どもの様子がいつもと違う…?

①まずは組織内での情報共有(管理職等)

※状況によっては、直接通告も可能です。



②情報収集と対応(虐待通告受理機関への相談・通告)についての検討

—組織内の関係者を招集—

—記録の作成—

受傷の経過、怪我等の状況(写真※定規などと一緒に)

—情報収集—

- 子どもの心身の状況(学習状況、対人関係、疾病の有無)
- 登園、登校状況(出席状況)
- 保護者の普段の様子
- 養育環境(経済状況、家族状況)

※情報収集にあたっては、P25～27ページの早期発見のための観察ポイント、P29～31 アセスメントシートを参照

—事案に対する組織での対応について(組織内での役割分担、支援内容の決定)—

- 子どもへの聞き取り、保護者へ指導等の可否
- 保護者への対応は誰がするか(※管理職が望ましい)
- 関係機関との連携調整は誰がするか(※管理職が望ましい)



③連絡(相談・通告)

佐世保こども・女性・障害者
支援センター(児童相談所)

電話:0956-24-5080

緊急性が
高い

送致

③連絡(相談・通告)

すこやか子どもセンター
(子ども子育て応援グループ)

電話:0956-25-9705

※子どもが自宅に帰りたがらない、怪我の程度等から自宅に帰すことが強く心配される場合などは、**一時保護(家庭分離)が必要**となる場合もあります。

できるだけ早く(午前中が望ましい)連絡(相談・通告)を。

子どもを保護する等の**緊急対応が必要な場合**とは…※(P27緊急性が高い状況参照)

- ①子どもや家族が差し迫った状況で保護を求めている。
- ②性的虐待が強く疑われる。
- ③生命の危機があるような身体的外傷、出血、骨折、極端な栄養失調や慢性的脱水症状がある等。
- ④子どもが家出や徘徊を繰り返している場合 などは、速やかに「**児童相談所**」へ通告をしてください。

危険が差し迫っている場合は、先に、警察(110番)、救急(119番)へ

(3) 発見から通告までの流れ図(P7)の説明

虐待(疑い)を発見した時には、ひとりで抱え込まず、それぞれの立場で得た情報を早急に管理職等に報告・相談し、組織内で情報共有し対応することが重要です。

①ひとりで抱え込まず相談・報告する

まずは早急に管理職等に相談、報告をしましょう。児童虐待にかかわる問題を一人で解決することは困難です。そのためにも、組織内で日頃より、虐待発見時の対応についてルールを組織で決めておくことが必要です。

また、すこやか子どもセンターや児童相談所でも子ども関する心配な相談を受け付けています。相談・通告の内容について守秘義務が課せられている機関ですので安心してご相談ください。

②情報収集と対応

〈組織内の関係者を招集〉

- ・速やかに関係者(管理職、主任、担任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等)を招集し組織で対応を検討します。

〈記録の作成と情報収集〉

- ・日頃の子どもの心、体の状態、保護者の様子等について、早期発見のための観察ポイント等(P25～P27)を活用しながら情報を収集し記録をします。
- ・子どもに外傷がある場合は、写真の撮影(全身と受傷部位※大きさがわかるよう定規などと一緒に撮影、できれば日付も)

〈事案に対する組織での対応について〉

- ・組織内で共通理解を図り、外部機関への相談・通告等について、組織としての対応方針について協議を行います。また、子どもへの対応、保護者への対応、関係機関との連携など役割分担を行い、支援の内容について決定します。
- ・組織内において、解決、対応できると判断される場合においても外部機関(児童相談所や、すこやか子どもセンター)との情報共有についてもご検討ください。

③連絡(相談・通告)

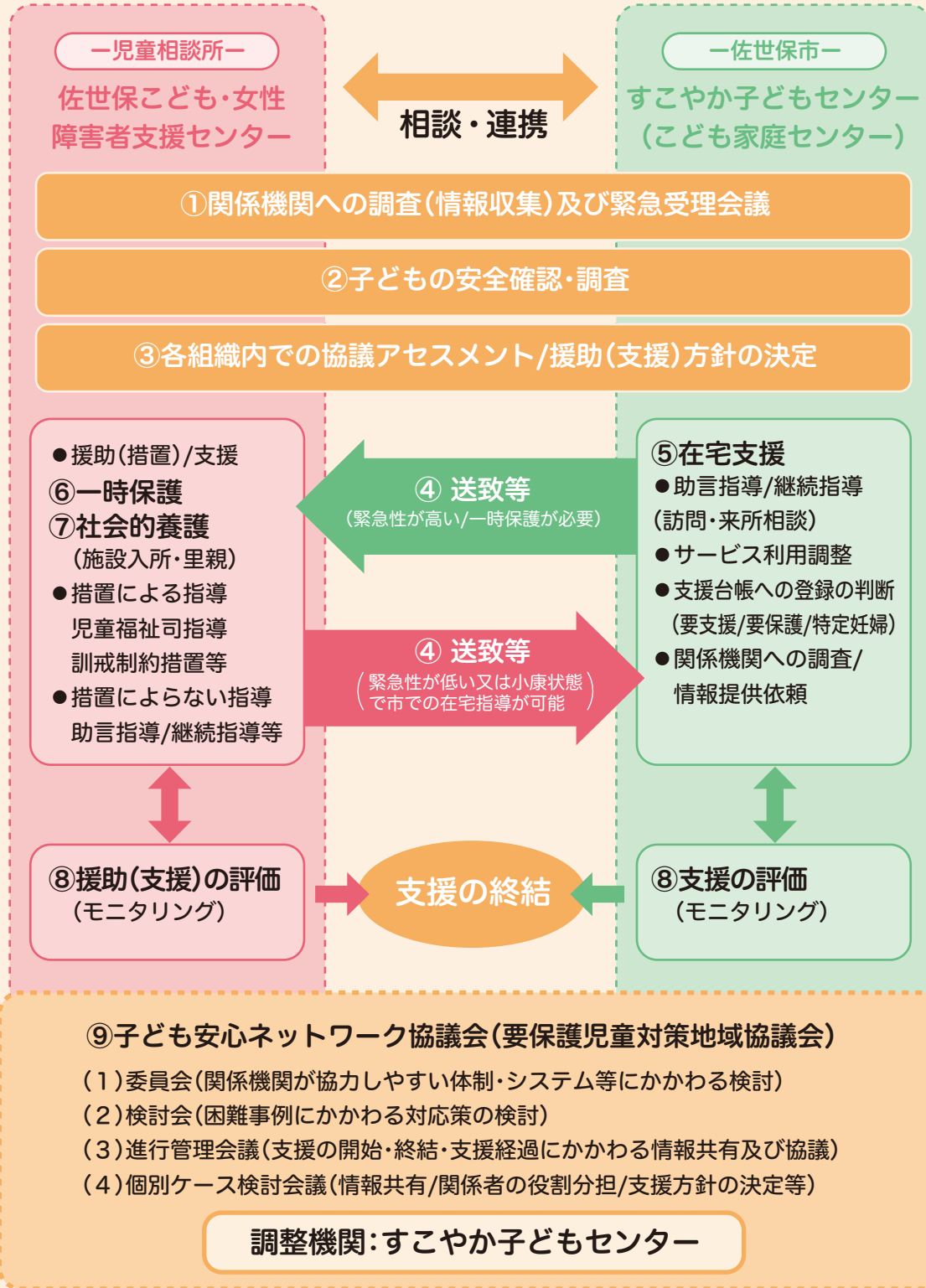
組織内で迷った時には、組織の所管元(学校教育課など)や、すこやか子どもセンターか児童相談所に連絡し対応と一緒に考えます。虐待かそうでないかは、通告を受けた機関が調査を行います。仮に調査の結果、虐待の事実がなくても、通告者が法の責任に問われることはありません。文書「通告書(P28)」でも受理されます。



(2) 通告後の支援の流れ図

市民・関係機関(幼稚園・保育所・認定こども園・学校など)からの相談・通告

児童虐待通告受理機関



(5) 通告後の支援の流れ(P9)の説明

①関係機関への調査・情報収集/緊急受理会議

通告を受けたすこやか子どもセンター(子ども子育て応援グループ)や児童相談所は、通告を受理(緊急受理会議)し、速やかに関係機関の協力を得て、情報収集・調査を行います。

関係機関から情報収集・調査を行う場合は、虐待の状況、医療機関の受診の有無、受診先の医療機関名、過去のけが、過去の受診歴、身長、体重、体型、障害の有無、情緒的な問題、身体や衣服の汚れ、登園(登校)状況、親子関係、保護者の障害の有無などについて聞き取りを行います。

②子どもの安全確認

子どもの安全確認は、子どもを直接目視することを基本としますが、子どもの所属機関の職員による確認等、関係機関によって安全確認を行うこともあります。通告のあった事例について、長崎県では24時間以内(全国的には48時間以内)に安全確認を行うように努めています。

③各組織内での協議

子どもの安全確認や調査・情報収集の結果に基づき、虐待であると判断された場合、「P29長崎県版緊急度アセスメントシート」等を参考に当面の援助方針を決定します。

④送致等

緊急度、重症度が高い場合は、すこやか子どもセンター(子ども子育て応援グループ)から児童相談所に相談及び協議し、市で対応することが困難な場合は、児童相談所に送致し、主担当機関になります。逆に緊急性が低く場合や(乳幼児の泣き声等)小康状態が続いていて、市での在宅支援が可能と判断された場合には、児童相談所から市町へ送致されることがあります。

⑤在宅支援 ※要保護児童、要支援児童、特定妊婦の登録

子ども安心ネットワーク協議会(佐世保市要保護児童対策地域協議会)の管理ケースとして要支援児童、要保護児童、特定妊婦(対象の詳細についてはP15参照)として登録し、子どもや保護者に対して助言指導や継続指導、サービス利用調整等の在宅支援を行います。所属の機関がある場合、文書により情報提供の依頼を行います。

⑥一時保護(児童福祉法第33条第1項)

家庭から一時的に子どもを分離して保護する「一時保護」は、児童相談所の判断で行われます。原則として保護者・親権者の同意を得ますが、保護者の同意が得られない場合などは、一時保護が適正に実施されているか、一時保護状の請求手続きを行って、家庭裁判所に審判を仰ぎます。一時保護期間は原則2か月を超えてはならないとされています。一時保護中の調査・指導の結果から援助方針が決定されます。

⑦社会的養護 ※施設入所・里親委託など(児童福祉法第27条第1項第3号)

施設入所、里親委託などが必要と判断されると子どもと親権者に対してその必要性と目的を説明し同意を得ます。親権者の意に反する場合は、同法28条第1項第1号に基づく申し立てにより、家庭裁判所の承認を得て施設入所などの措置を行うことがあります。

⑧支援の評価

関係機関とも連携し、支援内容の評価(モニタリング)を定期的に行います。この時、状況の改善等が見込まれれば援助・支援の終結となります。

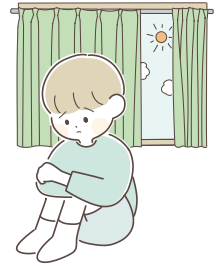
⑨子ども安心ネットワーク(佐世保市要保護児童対策地域協議会)(P14参照)

子ども安心ネットワーク協議会において、協議会にて登録しているケースについての支援の終結や開始の判断、支援の状況などの共有や協議、困難事例についての事例検討会や関係機関が協力しやすい体制づくりなどにかかわる検討も行っています。

(1) 子どもへの接し方

《子どもから聞き取る際の注意点》

- 聞き取るポイントについて、事前に関係者で十分に検討します。
- 子どもが安心して話せるよう、静かで落ち着いた場所で行います。
- 質問ばかりにならず、また誘導的にならない質問で、無理をさせないようにします。



《子どもとの会話》

- 「よく話してくれてありがとう」「**話したら心配なことが起こりそうなの？**」
子どもが家庭内の虐待を話すことは勇気がいることです。まずは、話してくれた行為をしっかり受け止めましょう。また、子どもは保護者をかばったり、自分が悪いと思ったりすることが多いので注意が必要です。ただし、子どもの前で保護者を批判せず、子どもにとっては、たとえ虐待する親でも、大切な存在です。
- 「わからない」という答えを尊重する。「思い出したらまた話してくれたらいいからね」
打ち明けた子どもの方も実は迷いながら話をしているかもしれません。安心感を与える聞き方により少しずつ聞いていく必要があります。
- 「困ったときは何でも言っていんだよ」「**何ができるか一緒に考えよう**」
子どもからSOSを出せるように、普段から関係づくりに努めます。
「困った時は助けを求めてよいこと」自分自身を守る方策を伝えましょう。
- 「**誰にも言わないから**」「**親には言わないから**」と**約束はしない**
「誰にも言わないから」と約束すると、約束を守ろうとすれば通告ができないことになります。
「必要な時は、あなたを守ってくれる人に相談することがある」ことをきちんと伝えます。
その上で、みんなで子どもを守っていくつもりであること、子どもを守るために、いろいろな人の助けを借りることを根気強く説得していく必要があります。

記録の書き方

- 子どもが話したそのまますの言葉を記録。
- 子どもから話を聞いた時の状況や日時も記録。
- 不自然な傷あざを発見した場合、人権に配慮しつつ、可能な限り写真を撮影
- その際、大きさが確認できるよう定規などと一緒に撮ることが望ましい。
- また、大きさ、色などの状態についても記録。



子どもに話す時に気を付けたい言葉

- 「考えすぎじゃないの」「まさか」「あなたも悪かったんじゃないの」
虐待の事実を信じてもらえないと感じ、子どもはさらに傷つくことになります。

《性的虐待対応の留意点》

- 子どもへの確認は「何があったか?」「誰からされたか?」についてのみ尋ね、必要以上に聞かない。
- 速やかに管理職(者)に相談し、保護者への確認は行わず、早急に児童相談所に連絡(通告)。
- 詳細な聞き取りは、専門のトレーニングを受けた児童相談所職員、警察、検察が共同で行います。

(2) 保護者への対応・支援

① 虐待している親の気持ちの理解

「虐待」をしている親たちは、実は親自身が悩み、支援を必要としていることがあります。

最初から否定的な見方をしてしまうと親との関係がうまくいかなくなり、問題の解決が困難になります。子どもだけでなく、「虐待」する親も支援するという視点に立ち、親子の関係修復のための援助を行うことが大切です。

《留意点》

- 親の側にもそれなりにどうにもならない事情があったと考え、その要因の解決を援助することで、再発を防ぎます。
- 子どもについての悩み、気がかりなことを聞いて、一緒に考え、養育の不安を受け止めその負担を軽減できるよう、支持的・共感的に接するように心がけます。

② 保護者への具体的対応

● チームで対応する

組織内でいつ・だれが・どのように聞くか決めます。支援者自身が孤立しないように心がけます。また、複数人での対応が望まれます。

● 保護者に子どものケガや心配なことについて確認する

日頃から、子どもの様子や体調、ケガ、その対処方法について保護者と確認しあう関係を築いておくことで、不審な傷などがあった場合にもスムーズに「どうしましたか？」と率直に質問できます。保護者からケガ等の原因を聞くことや、通告義務があることを伝えておく等一貫した対応をすることで、「以前にも話していた通り」、「通告すると伝えてあった」と保護者に説明することができます。

● 保護者への通告義務の説明

幼稚園、保育所、認定こども園、学校等は、子どもに傷やあざがあった場合(虐待の有無にかかわらず)は、すこやか子どもセンターや児童相談所に、法律に基づいて通告しなければならないことを丁寧に伝えます。(可能であれば)

● 保護者の養育の心配な点等について話し合う

保護者と話すときは、受容、傾聴、共感の姿勢が大切になります。まずは、保護者が困っている状況、現状を労いながら丁寧に聞き、虐待にならない子育ての方法と一緒に考えたいという気持ちや保護者の子育てを応援する気持ちを伝えます。「虐待」と決めつけたような対応にならないように心がけましょう。

5 通告後の在宅支援と見守りについて

通告後の在宅支援では、子どもが所属している機関や地域が日常生活の中で、虐待の状況に変化がないかを確認します。

(1) 見守りのポイント

子どもや家族の疾病、障害、経済的問題等、虐待の要因となる家族の問題への幅広い支援が必要です。関係機関が予測される状況や役割分担の確認、情報交換を行いながら支援していくことが大切です。

また、要保護児童対策地域協議会(要対協)における個別ケース検討会議の実施について検討します。

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園、学校などによる見守り

子どもが所属する各機関は、毎日、子どもと接する立場にあり、子どもとその家族の見守りににおいて中心的な役割を担う機関となります。

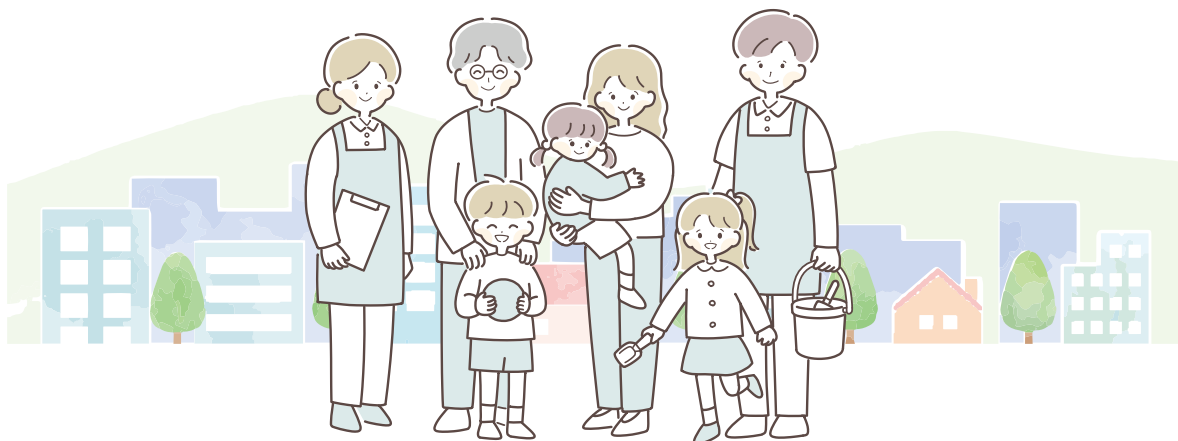
これらの機関は、子どもが安心して社会とつながることができる場所であり、保護者が一番身近に相談できる存在でもあることから、虐待の防止や予防においても大切な役割を担っています。また、地域での見守りには、民生委員児童委員・主任児童委員、病院(かかりつけ医)、乳幼児健診の場、地域の子育て支援の施設等の協力が必要です。

なお、その後の見守りにおいて、気になる状況が続く場合や緊急介入が必要な場合には、すこやか子どもセンター(子ども子育て応援グループ)や児童相談所に連絡してください。

(3) 関係機関との連携の推進と法的根拠

平成28年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」(以下改正法)が公布され、改正法により新設された児童福祉法第21条の10の5の規定が同年10月に施行されました。

これにより、同法第6条の3第5項に規定する要支援児童等と思われる者を把握した場合には、保健・医療・福祉・教育の連携の一層の推進を図るよう明記されました。



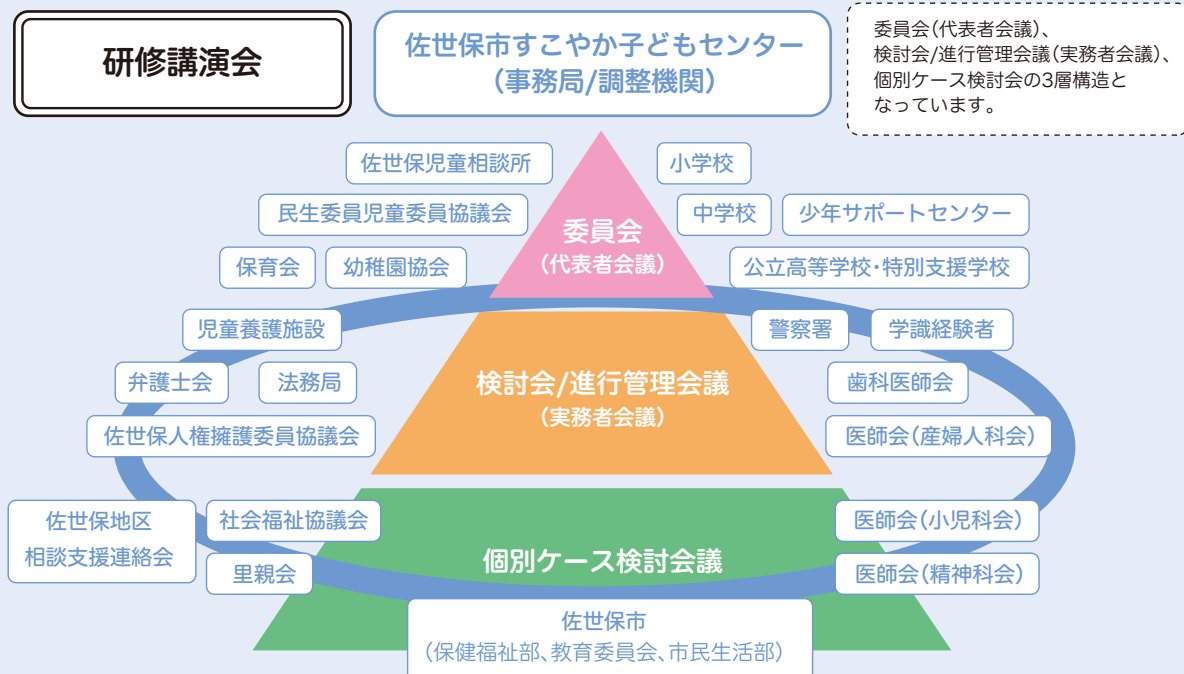
6 関係機関とのネットワーク

(1) 佐世保市子ども安心ネットワーク協議会 (要保護児童対策地域協議会)

要保護児童対策地域協議会とは

- 要保護児童(ex被虐待児童)及びその保護者に関する情報、その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うため、児童福祉法第25条の2(平成17年4月1日施行)に基づき設置される協議会
- 市町村の児童福祉法主管課や児童相談所の関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成され、それぞれ、当該協議会において知り得た情報については守秘義務が課せられる。(同法第25条の5)

※同法第25条の5に違反した者に対し、罰則の規定がある。(同法第61条の3)



【委員会】

児童虐待・いじめ・不登校・非行など子どもの諸問題について情報交換を行い、あるいは検討会からの報告を基に関係機関が協力しやすい体制等システム全体の検討を行う。

※市民への意識啓発、地域での支援体制の整備なども積極的に検討する。

【検討会】

個別の困難事例について、対応策の検討を行い、関係機関の相互認識を高め、対応技術の向上・地域でのサポート等を図る。

【進行管理会議】

要保護児童等の支援状況等を定期的に把握する。この会議では佐世保児童相談所での対応中の事例も含め、市内の児童虐待事案の全件について情報共有を行う。特に警察との連携強化を図る。

【個別ケース検討会】

個々の要保護児童について、直接関わりのある関係機関の担当者同士が具体的な援助の方法を検討し、各関係者の役割を明確にしつつ連携を行い、具体的な援助につなげる。

(2) 要保護児童対策地域協議会(要対協)個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、児童福祉法第25条の2の第1項に基づき設置される会議で、ケースに関わっている関係機関が、ケースの情報を共有し、課題の整理と解決に向けた支援内容を検討するための会議です。

① 要保護児童対策地域協議会の支援対象 ※要保護児童対策地域協議会設置・運営指針参照

◆要保護児童(児童福祉法第6条の3第8項)

保護者に監護させることが不適当であると認められる児童又は保護者のいない児童
(現に監督保護している者がいない児童)

《具体例》

- 保護者が虐待している児童
- 保護者の著しい無理解又は無関心のため放任されている児童
- 保護者の労働又は疾病などのため必要な監護を受けることのできない児童
- 知的障がい又は肢体不自由等の児童で保護者もとにあっては、十分な監護が行われなため、専門の児童福祉施設に入所して保護・訓練・治療したほうがよいと認められる児童
- 不良行為(犯罪行為含む)をなし、又はなすおそれある児童
- 孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童等

◆要支援児童(児童福祉法第6条の3第5項)

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

《具体例》

- 出産後、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対し強い不安や孤立感を抱える保護者とその児童
- 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と認められる保護者とその児童
- 乳幼児健康診査未受診の家庭で、その後の受診勧奨にも合理的理由なく受診せず、今後の支援を必要と判断される保護者とその児童
- 児童養護施設等の退所又は里親委託終了により、家庭復帰した後の保護者とその児童

◆特定妊婦(児童福祉法第6条の3第5項)

出産後の養育について出産前から特に支援が必要と認められる妊婦

《具体例》

- 要保護児童や要支援児童を養育しているなど、すでに養育の問題がある妊婦
- 未婚又はひとり親で親族など身近な支援者がいない妊婦
- 妊娠の自覚がない、知識がない妊婦や出産の準備をしていない妊婦
- 望まない妊娠をした妊婦、若年妊婦
- 精神障がい、知的障がいのある妊婦、アルコールや薬物依存のある妊婦
- 経済的に困窮している妊婦
- 妊娠届の未提出、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診又は受診回数の少ない妊婦

②要対協を開くタイミング

- 複数の関係機関による支援が必要と思われる時
 - ・ 情報整理など同じ方向性で支援する必要がある時
 - ・ 対応に困難が生じている時
- 家族や児童の状況が大きく変化した時
- 進学、就園で所属先が変わり引き継ぎと共に新たな支援体制を構築する時
- 転居による所属機関の変更(転園、転校)の場合
- 通告等の新規のケースで複数の機関による情報交換や支援体制の確立が必要な時
- 児童養護施設等から退所して家庭に戻る時
- 地域での見守り支援が必要な時

③個別ケース検討会議の検討内容

- 緊急的な状況になった場合に、素早く対応できるように見守る体制を維持しておく。
- どのようなことが起こったらどこに連絡するのかを決めておく。
- 起こったこと、気づいたことを記録し、組織の中で情報を共有しておく。
- 状況が変わったときは、主担当機関に情報を集約する。
- 定期的にアセスメントし支援の検討をする時期を決めておく。
- きょうだいの状況も注意深く見守る。
- 施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように引き継ぐ。

④会議の開き方

<会議の要請>

- ケースに関わっている機関が、必要性を感じた時、要保護児童対策地域協議会『調整機関(すこやか子どもセンター子ども子育て応援グループ)』に会議の開催の依頼を行います。
- 調整機関は、会議依頼を受け、日程調整及び関係機関への会議出席の依頼を行います。

<会議の進め方>

- 個別ケース検討会議の以下の⑤法的根拠の説明を調整機関が行います。その後、自己紹介を行います。
- 会議要請機関の担当者が、ケースの概要を説明し検討内容を確認します。事例紹介の際は、要請となったきっかけ、事例概要、これまでの経過、会議で検討してほしい事などを中心に約10分程度で簡潔に述べます。
- 各関係機関で、子どもや家庭の状況を報告し情報共有や虐待の重症度、緊急度等のアセスメントを行い、在宅支援の具体的な方法、緊急時の対応等、支援計画を決定します。
- 各関係機関の役割分担を確認し、ケースの進行管理をする主担当機関、情報の集約機関の確認を行います。
- その方法をどの時期までに行えるかを併せて確認し、次回の会議の時期について検討します。(会議は、おおむね1時間～1時間半で終了します。)
- 会議内容は必ず記録に残します。

⑤法的根拠

- 要保護児童対策地域協議会の設置(児童福祉法 第25条の2)
- 情報の開示(児童福祉法 第25条の3)
- 守秘義務について(児童福祉法 第25条の5、第61条の3)

(1)DVについて

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されました。以後、法改正が行われ、被害防止の強化保護の拡充等が図られています。

(暴力の形態)

身体的暴力

- ・殴る、蹴る
- ・物を投げる
- ・髪を引っ張る

精神的暴力

- ・無視する、ののしる、脅す
- ・発言させない
- ・支配、独占

性的暴力

- ・性行為の強要
- ・避妊に協力しない

経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・外で働くことを禁じる
- ・髪を引っ張る

子どもを利用した暴力

- ・子どもに悪口を吹き込む
- ・子どもを取り上げると脅す

社会的暴力

- ・友人等との付き合いを制限する
- ・行動を監視する

●面前DVと児童虐待

平成16年の児童虐待防止法の改正において、**子どもの目の前で行われるDVは児童への心理的虐待**であると規定されています。

DV家庭で育った子どもは、緊張、不安や恐怖など、常にストレス状態の中で生活を強いられることにより、心理的被害を受けている状態にあり、様々な心身の症状が表れることがあります。

面前DV等による子どもへの影響について

面前DVを受け続けると……

- ・不安や心配が大きくなる
- ・おびえる 親を怖がる
- ・自分は悪い子だと思う
- ・自信がなくなる
- ・自己肯定感(自分は大切な存在)が低くなる



その結果…



- ・DVの巻き添えになる
- ・友だちとうまく遊べないトラブルが多くなる
- ・学校や幼稚園に行きたがらない
- ・自分なんて価値がないと思う
- ・大人になったとき問題解決の手段として暴力を使う



(2)避難しているDV被害者の子どもを幼稚園・保育所・認定こども園・学校などで受け入れる場合の注意点

①保護者(DV被害者)と確認をしておくこと

- 他の子ども、保護者への紹介方法(名前や住所など)
- 登下校(登降園)のさせ方
- 名簿や連絡網などの記載や写真の取り扱い
- 行事などで外部の人が来校(来園)する場合の対応



②保護者(DV被害者)への対応方法

- 管理職、担任、養護教諭など全職員の中から、保護者に対応する職員を選びサポート体制を決定する(被害者によっては、男性であると恐怖を感じることもあるため、最初に確認をする)。
- 不特定多数の人が出入りする場所ではなく、個室で対応する。
- 被害の内容について、興味本位で聞かない。
- 子どもの安全確保を最優先し、安心して学校(園)生活が送れるよう支援することを伝え、保護者との信頼関係を築く。

③子どもへの対応方法

- ストレスによる身体症状(頭痛、嘔吐、過呼吸、チック、脱毛など)、対人恐怖等がある場合には、職員間で対応・支援策を協議する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー等に相談する。



④日頃から配慮しておくこと

- 同じ学校(園)の子どもから、被害の子ども情報が漏れることも想定されるため、知らない人から友達のことを尋ねられてもわかりませんと答えるような指導を行う。
- 下足箱、教室、保育室、廊下などに子どもの存在を見つけ出すきっかけがないか点検を行う
- 追跡してきた父親等による暴言・威嚇など緊急事態に備えて、警察に相談をしておく。
- 外部から問い合わせがあった場合、「プライバシーに関するお尋ねは回答しないことになっている」旨を伝え、親族、知人、男女を問わず連絡先を教えない。
- 外部の行政機関や関係機関と対応する場合は、窓口となる職員を決めておく。

⑤父親などの親族が校(園)内に入って子どもを探そうとした場合

- プライバシーに関するお尋ねには対応できない旨を伝え、丁寧に対応し、退去を求める。
- 暴言、威嚇など職員では対応できない場合は、他の教職員へ緊急連絡、当該児童の安全確保、警察への110番通報を行う。
- 保護者や教育委員会、関係機関へ連絡する。
- きょうだいが通う幼稚園、保育所、認定こども園、学校などに連絡する。



(3) ヤングケアラーについて

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。「お手伝い」との違いはその負担や責任の重さ。自分の時間を持てずに、友人関係や学校生活、進路などに影響が出ます。

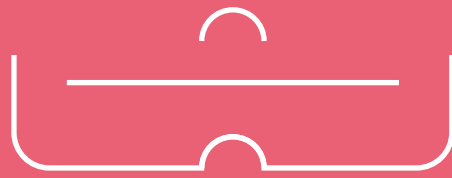


ヤングケアラーのこと
(子ども家庭庁)



相 談 先		電 話 番 号	受 付 時 間
佐世保市すこやか子どもセンター		(0956)25-9705	平日 8:30~17:15
配偶者暴力相談支援センター (佐世保こども・女性・障害者支援センター)		(0956)24-5125	平日 9:00~17:45
児童相談所(全国対応)		1 8 9 番	24時間対応
警 察		1 1 0 番	24時間対応
佐世保市人権男女共同参画課		(0956)37-6131	平日 8:30~17:15
長崎県男女共同参画 推進センター きらりあ	(一般相談)	(095)822-4730	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
	(男性相談)	(095)825-9622	毎月第2・4水曜日 18:00~21:00
長崎県ヤングケアラー・ケアラー総合案内窓口 NPO法人 school まつなぎや		090-2708-0279	火曜日~土曜日 10:00~18:00





資料編

＊ ＊ 各関係機関の役割 ＊ ＊

〈各関係機関が専門の知識を生かし連携を図ることが児童虐待防止の重要なポイントです〉

■ 佐世保市すこやか子どもセンター(子どもの総合相談窓口)の役割

市町における概ね18歳までの子どもや保護者・関係機関などの「子どもに関する総合相談窓口」です。また、「要保護児童対策地域協議会」の事務局、調整機関となっています。

めざすもの

子育てに関する総合相談窓口として、育児相談、いじめ、不登校、児童虐待、家庭の問題等、子育てについての様々な悩みを持つ保護者への相談にのり、地域や関係機関と協力しながら、児童の健やかな成長をサポートしていくことを目指しています。又、虐待ケースの援助として「要保護児童対策地域協議会」の活用やケースワーク的援助を行います。

スタッフ

- ・保健師、子ども家庭支援員：児童、家庭全般の相談
- ・心理相談員：児童、保護者の心理面に関する相談
- ・教育相談員：不登校、いじめ等の教育に関する相談
- ・家庭相談員：DV、離婚、家庭問題等の相談
- ・母子父子生活支援員：ひとり親家庭の生活全般の相談
- ・安全対応支援員：子どもの安全確認や保護者への支援

相談内容

- ・育児不安や子どもとの関わり方、子どもの発達、子どもの心、性格行動に関すること等
- ・**児童虐待に関する相談、通告**
- ・DVの相談窓口
- ・ひとり親家庭支援の相談窓

■ 佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)の役割

18歳未満の子どもや家庭に関するあらゆる問題について相談に応じる児童福祉行政の第一線機関です。

児童福祉司や児童心理司、児童指導員、小児・精神科医等がチームになって相談に対応しています。特に、児童虐待の対応については、市とともに児童虐待に関する相談、通告の受理機関であるとともに、より重篤なケースにも対応するために、立ち入り調査や一時保護、在宅指導や施設入所の措置等、法的対応を含めた専門的支援を行います。

相談内容

- ◎こども・女性・障害者支援センターで行う援助(措置・支援)
- ・来所による児童福祉司の助言・指導、社会診断。児童心理司による心理診断や精神科医による医学診断、カウンセリングや心理療法、家族療法
- ・児童福祉司や福祉事務所・児童委員の家庭訪問等による在宅指導
- ・医療・療育等を要する場合の関係他機関への紹介・斡旋
- ・一時保護によるアセスメント・指導など
- ・児童福祉施設への入所や里親等への委託
- ・関係機関と連携し、地域での支援・見守り体制をコーディネート

■民生委員児童委員・主任児童委員の役割

- 子育てに関する相談に応じ、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら保護者を支援し、関係機関と連携する中で虐待を予防します。虐待を発見した場合は、児童相談所やすこやか子どもセンターへ速やかに通告し、早期発見に努めます。
- 民生委員児童委員を兼務する主任児童委員は、区域担当の児童委員との連絡調整に努め活動をサポートします。
- 要保護児童対策地域協議会(佐世保市子ども安心ネットワーク協議会)個別ケース検討会議への参加等、他の関係機関と協力して「見守り」等その家庭の支援を行います。

■幼稚園・保育所・認定こども園・学校等の役割(児童福祉施設・学童保育等も含む)

- 子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団の中で、学び、遊び、生活する場である幼稚園・保育所・認定こども園・学校等は、虐待を発見しやすい場とも言えます。保育士や教職員など児童の福祉に職務上関係のある者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければなりません。
 - 「虐待かもしれないが迷っている」という疑いの段階でも、児童相談所やすこやか子どもセンターへ早めに連絡します。連絡する時には、虐待に関する事実関係を出来るだけ細かく記録に残し、けがなどについては、写真を撮っておくことが重要になります。
 - 児童相談所やすこやか子どもセンター等が訪問をして調査することがあります。虐待されている子どもは、自分から「虐待されている」と訴えてくることはほとんどありません。外傷等明らかな場合を除けば、保育士や教師によって、子どもの様子から虐待が発見されることが多いようです。保護者との関係悪化を恐れ、専門機関への通告や相談が遅れ、重篤になるケースもあります。「子どもを守る」という強い意志のもと、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切です。
 - 虐待等を受けた子どもや保護者へ寄り添い、継続した支援も大きな役割です。家族背景等の情報を共有しチームとして対応します。次の世代への虐待の連鎖を防ぐため、命の大切さ等の人権教育、子どもの権利を守る指導等、大きな役割があります。
- ※子どもにけがや傷がある場合は、通告を受けた側が24時間以内に目視するようになっています。
通告は、子どもが家庭に帰る前に、また出来るだけ午前中の早い時間に行ってください。
(一時保護の必要性についての判断も行います)

■教育委員会(学校教育課)の役割

- 教育委員会は、幼児、児童、生徒の健全な成長を図るために、学校、幼稚園、および関係機関と連携し、必要に応じて学校、幼稚園への指導・助言を行います。
- また、要保護児童や児童虐待に関して、教職員に対する研修等も行っています。

■青少年教育センターの役割

- いじめや学校のことで悩んでいる児童生徒や、不登校や生活態度で悩んでいる保護者のために相談窓口を開設するとともに、社会的自立・学校復帰に向けた支援を行う教育支援教室(あすなろ教室)を開設しています。

■医療機関の役割

- 虐待を受けたと思われる子どもや特定妊婦と思われる妊婦を発見した場合は、速やかに児童相談所や、すこやか子どもセンターに通告する体制を整えておきます。
- 身体的虐待、ネグレクトを受けた子どもの受診先は、小児科や精神科、歯科など多岐にわたります。救急外来や夜間、休日診療の場合もあります。子どもの身体的な状態、子どもの同伴した保護者の言動などには細心の注意が必要です。
- 児童虐待の早期発見等や資料または情報の提供については、児童虐待防止等に関する法律において、定められています。

■すこやか子どもセンター(母子保健)の役割

- 妊婦相談、乳幼児健康診査や育児相談等の母子保健事業において、虐待のサインの早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら、各関係機関と連携していきます。
- 虐待の早期発見のために、妊娠中や乳幼児期の健診等の情報(未受診情報)は、重要な情報となります。そのため、産婦人科等との連携を密に支援できる体制をとっています。また、妊婦や保護者が精神面で援助を要する場合にも、精神科の医療機関等と連携して関わっていきます。
- 健診等の場面をきっかけに、家庭訪問や面接を行い、子どもの状況確認を行うとともに保護者に寄り添い、育児不安が虐待へ移行しないように早期に介入・支援していきます。

＜主な業務内容＞

- ・母子健康手帳の交付
- ・ウェルカムベビークラス(両親学級)
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
- ・4か月児健診
- ・1歳6か月児健診
- ・3歳児健診
- ・5歳児相談
- ・子育て支援センター巡回相談

■地域子育て支援センターの役割

- 保育所や認定子ども園などに設置されており、地域の在宅の子育て家庭に対する相談指導や育児支援、情報提供、親子の交流の促進など住民に身近な子育て支援を行っています。保護者の孤立を防ぐことにより、虐待の発生予防に努めます。

■警察の役割

- 家庭での子どもへの暴行・傷害・虐待事件として警察へ直接通報される場合の他、家出・徘徊・万引き等の補導や電話相談の背景に虐待がある場合も少なくありません。保護・補導した子どもの安全が確保できない場合は、児童相談所と協議して身柄付きの通告をします。
- 逆に、児童相談所の調査で重大な犯罪の可能性があると判断した場合は、警察へ通報や告発を行う場合があります。児童相談所による子どもの安全確認・立入調査・一時保護の際、警察官が援助する場合があります。

■少年サポートセンターの役割

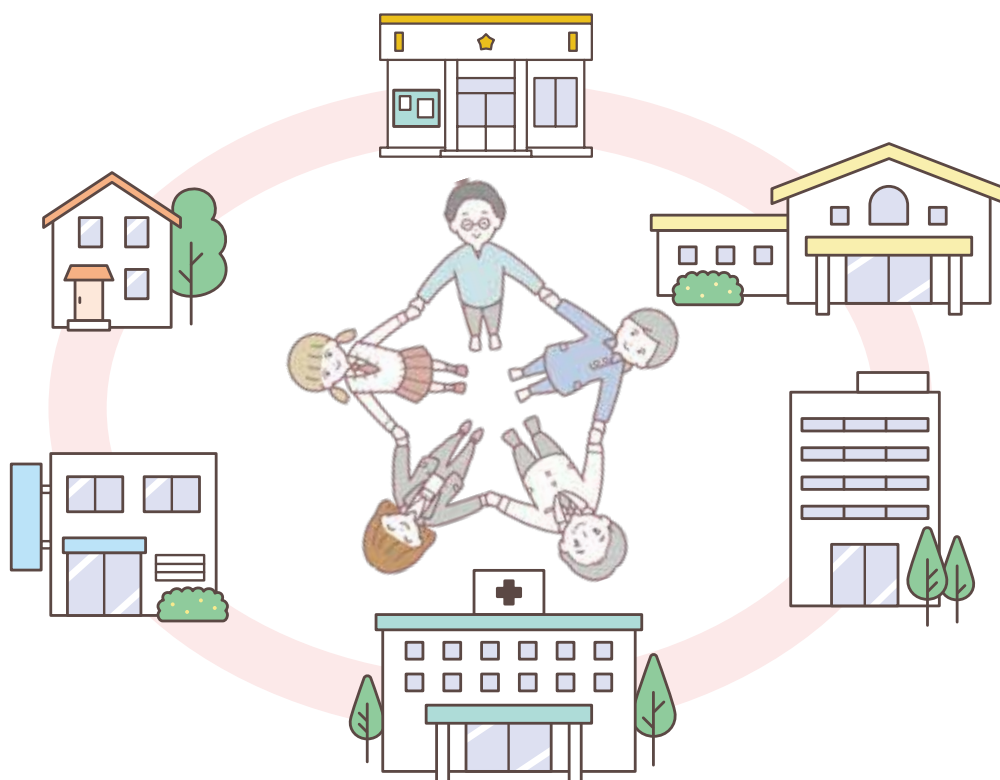
- 少年サポートセンターは警察の組織ですが、少年及び保護者等が立ち寄りやすいようにあえて警察施設外に設置し、非行・被害等の問題を抱える少年の相談、立ち直り支援、保護者への助言・指導等行います。
- また、非行・被害防止教室や保護者等への講話なども行っています。

■法務局の役割

- 法務局では、国の人権擁護機関として地域の人権擁護委員とともに、国民の基本的人権を擁護するため、人権啓発、人権相談等の活動を行っています。
- 子どもをめぐる人権問題については、「子ども人権110番」による電話相談：フリーダイヤル（0120-007-110）、小学校、中学校の児童・生徒に対する「子ども人権SOSミニレター」の配布、返信による子どもの人権に関する情報の収集、相談に努めています。

■弁護士役割

- 児童虐待については、子どもの人権を守る法的側面からの援助活動や関係機関との連携、児童虐待に関する啓発・救済活動、また、施設入所承認申立て（児童福祉法第28条）や親権停止の審判請求（児童福祉法第33条の7）等の家庭裁判所への手続きの関与や助言。
- その他離婚に伴う親権、養育費や面接交渉等の相談援助においても、児童の最善の利益や権利を守るための重要な役割を担っています。



＊ ＊ 早期発見のための観察ポイント ＊ ＊

■子どもの様子

項目	様子や状況例
身体面	☐ 不自然な傷、あざ(内出血)、熱傷など皮膚損傷、骨折、反復する外傷がある ※乳児の怪我の場合は特に注意深い確認が必要です ☐ 低身長・体重の増加不良、あるいは低下、栄養失調がある ☐ 不衛生で、入浴できていない(垢、頭髮、異臭など)、衣服の清潔が保たれていない ☐ おしりのただれや、アトピー性皮膚炎などの症状があるが、通院・治療ができていない ☐ 季節にそぐわない服装をしている
行動・心理面	☐ 表情が乏しく、無表情である、大きな音、声を過度に怖がる、おどおどしている ☐ 食欲不振、または、食べ物に非常に執着する ☐ 友達と遊べず孤立している ☐ 自己肯定感が低く、無理だと思ってしまう ☐ 初対面でもべたべたと身体接触が多く、距離が近い。または警戒心が強い ☐ 怯えた泣き方、かんしゃくが激しい ☐ 些細なことでも情を抑えられず、すぐに暴言、暴力を振り、乱暴で攻撃的である ☐ 親の前で怯えた態度になる ☐ 年齢のわりに性的関心が高い ☐ 極端な性への関心や拒否感がみられる、性的逸脱行為がある ☐ 傷や家族のことに關して不自然な答えが多い ☐ 自分の身体を傷つける、リストカット、多量服薬がある ☐ 小動物に残虐な行為をする ☐ 盗みや嘘を繰り返す
集団生活の場では…	☐ 給食やおやつをむさぼるように食べている、また何度もお代わりする ☐ 衣類を脱ぐことや身体接触を異常に不安がる ☐ 職員を独占してまとわりついて離れない ☐ 大きな声、物音、接触などに過敏に反応する ☐ 多動で落ち着きがなく、些細なことでもかっとなり、友人への暴力、暴言がある ☐ 自分より年下の子と遊ぶことが多く、時には威圧的である ☐ 準備品や弁当など忘れ物、未提出物が多い ☐ 友達と関係を取るのが苦手で、嫌われるような行動をとることがあり、仲よく遊べない ☐ 遠足、運動会などの行事の欠席が目立つ ☐ 連絡がなく、理由がはっきりしない遅刻、欠席が多い ☐ 家に帰りたいがらない 親の前では怯えた態度になる、家出を繰り返す ☐ 活動や授業に集中できず、落ち着きがない、またはぼーっとしている、教室から飛び出しや抜け出しがある、急な学力低下が見られる
地域の間では…	☐ 日常的に虐待行為そのものを目撃する(叩かれている、罵声をあびられている) ☐ 日常的に虐待を思わせる泣き声が聞こえる ☐ 不自然な時間の徘徊が多い ☐ 頻繁な家出、万引き、喫煙、性的逸脱行為がある ☐ 小動物に残虐な行為をする ☐ 日常的に泣き声が聞こえることや、叩かれる音、「ごめんなさい」等謝っている子どもの声が聞こえる ☐ 身体、衣類が極端に汚れたまま、または季節にそぐわない服装をしている ☐ きょうだいと著しく差別することや、他の子どもと比較ばかりしている ☐ 空腹を訴えることがあり、食べ物を与えるとがつつ食べる ☐ 警戒している様子やあたりをうかがい、表情が暗い ☐ 身体の傷のことや家族のことを聞くと不自然な反応がみられる ☐ 性的なことで過度に反応したり不安を示したりする ☐ 年齢に比して性的な遊びが多い ☐ 子どもの姿を見かけなくなった

■保護者の様子

項目	様子や状況例
保護者の子どもへの関わり方	☐ 子どもとの関わりが乏しかったり冷たい態度をとったりする ☐ イライラしていて子どもへの怒り方が異常、感情が不安定である ☐ 自分の思い通りにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする ☐ 子どもに愛情がわからない等、子どもへの拒否的な発言、無関心 ☐ 子どもに能力以上のことを無理矢理押しつけようとする ☐ きょうだいを著しく差別することや、他の子どもと比較ばかりしている ☐ 予防接種や健診を受けさせない ☐ けがや病気をしても受診させない、受診が遅い ☐ 家の中が乱雑、不衛生である ☐ 子どもために適切な食べ物や必要なものを準備しない ☐ 親が仕事や遊びに行き、乳幼児を家や車に放置する
保護者の状態	☐ 夫婦げんかが激しい等、夫婦関係がうまくいっておらず、生活上のストレスになっている ☐ 生活困窮、夜間就労等で生活に余裕がない ☐ 地域や親族との交流がなく孤立している ☐ 精神及び身体の病気、知的な障害のため子育てが負担または適切な養育ができない ☐ アルコール、薬物依存などがある ☐ 保護者自身の生い立ちに虐待の既往歴がある ☐ 遅刻や欠席の連絡をしない ☐ 保育士や教職員等からの連絡に応じず、面談や家庭訪問を拒む、不満を述べる
地域の場合では…	☐ 子どもとの関わりが乏しかったり冷たい態度をとったりする ☐ 子どもを怒鳴る声がよく聞こえる ☐ イライラしていて子どもへの怒り方が異常、感情が不安定である ☐ 子どもが自分の思い通りにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする ☐ きょうだいと著しく差別することや、他の子どもと比較ばかりしている ☐ 小さい子どもを長時間家に置いたまま外出する ☐ 長期不在、所在不明な状況がある ☐ 子どもが怪我をした際や病気をした際も、医療機関に受診させない、受診が遅い ☐ アルコールを飲んで日常生活が乱れている ☐ 面談や家庭訪問を拒む ☐ 家の中が乱雑、不衛生である ☐ 夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている ☐ 地域の中で孤立している ☐ 母親や父親自身に暴力、暴言などDVの疑いがある

☎ 以下については緊急性が高く、通告が必要です !!

緊急性が高い状況

- ☐ 生命の危機があるようなケガ、頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険がある
骨折、打撲傷、裂傷、出血等
- ☐ 脱水症状や栄養不足による衰弱 低身長、低体重(−2SD)のいずれかの状態がある
- ☐ 子ども、または保護者が保護を求めている
家に帰りたがらない差し迫った状況がある 養育できないとの発言がある
- ☐ 性的な被害(疑い含む)がある
性交渉、性器や性交渉を見せる、体を触る、触らせる
- ☐ 生命の危機があるような加害行為がみられる
蹴る、殴る、投げる、逆さに吊る、踏みつける、首を絞める、溺れさせる
乳幼児揺さぶり症候群(SDS:Shaken Baby Syndrome)
- ☐ 治療が必要だが受診をしていない
乳幼児の感染症や下痢、衰弱、重度の慢性疾患、外傷等、多数の齲歯未治療
- ☐ 親子心中の計画
心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え
- ☐ 子どもに自殺未遂の兆候がある
自殺を企てる、ほのめかす

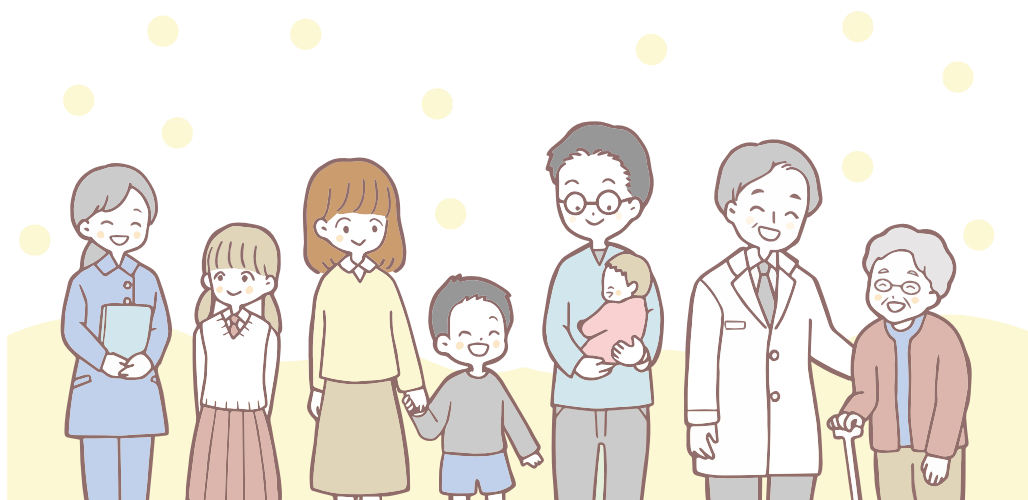
☆生命に危険がある場合は、警察へ110番してください

佐世保こども・女性・障害者
支援センター(児童相談所)

電話:0956-24-5080

全国児童相談所
虐待対応ダイヤル

189(無料) ※24時間対応



令和 年 月 日

佐世保市すこやか子どもセンター子ども子育て応援グループ

機 関 名:

電話番号:

責任者名:

通 告 書

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。

子 ど も	ふりがな			生年月日 年齢 性別
	氏 名			平成 年 月 日生 ()歳 男・女
	住 所	佐世保市		
	園・学校の状況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 組	担任名()	
保 護 者	ふりがな 氏 名	(続柄 ・ 歳)		(続柄 ・ 歳)
	職 業			
通告内容		誰から・いつから・頻度・どんなふうに		
子どもの様子		登園・登校状況		
		身長(cm) 体重(kg) 順調 ・ 増加不良 保護を求めているか ☐ 求めている ・ ☐ 求めていない		
園・学校の対応		園児・児童・生徒へ		
		家族へ		
家庭の状況		家族内の協力者		
		家族以外の協力者		
		兄弟の有無		
		同居家族		
保護者の了解		保護者は、この通告(相談)を(承知している ・ 拒否 ・ 知らない)		
通告先		佐世保市すこやか子どもセンター 子ども子育て応援グループ		電話：0956-25-9705
				mail：sukosen@city.sasebo.lg.jp

できるだけ電話による通告をお願いします。メールは添付ファイルにパスワードを設定し、送信後すぐに電話をしてください。

《長崎県版緊急度アセスメントシート》

記入日: 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

◇児童氏名: _____ (性別: 男・女)

◇生年月日: _____ (____ 歳 ____ 月 ____ 日)

作成者: _____

(●・?)を記入 ※参考となる情報があれば、空白のスペースに記入

①	当事者が保護を求めている?	☐ 子ども自身が保護・救済を求めている。 ☐ 保護者が、子どもの保護を求めている。	
②	当事者の訴える状況が差し迫っている?	☐ 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど(きょうだいや同居人等からの性被害疑いを含む) ☐ 本児及び保護者からこのままでは「何をしてくるかかわからない」「殺してしまおう(心中を考えている)」等の訴え、	☐ YES ☐ No
③	すでに虐待により重大な結果が生じている可能性が高い?	最重度 ☐ 性的虐待又はきょうだいや同居人からの性被害(疑い) ☐ 重度以上の外傷 ☐ 頭部外傷(慢性、急性硬膜下血腫、頭蓋骨折等) ☐ 腹部外傷(内部損傷等) ☐ 頭部、腹部以外の重篤な骨折、裂傷、打撲、眼球の外傷、熱湯や熱源における火傷・熱湯症等 重度 ☐ 治療を要するほどの骨折、火傷、顔面の外傷 ☐ 慢性的な痣や傷(タバコ等) ☐ 閉じ込められる、拘束されているような外傷 最重度のネグレクト ☐ 脱水、栄養不足による衰弱がある。 ☐ 低出生体重児や基礎疾患によらず、加療中が不明で、身長体重が標準から大きく外れている。(乳幼児で体重の増加がみられない、成長曲線-2SD以下等) ☐ 生命にかかわる医療行為(治療)の拒否(乳幼児の感染症や下痢、衰弱、重度の慢性疾患、外傷等) ☐ 乳幼児を長時間、大人の監督もなく放置している(車内放置を含む) ☐ 車上生活をしている。居所が定まらず転々としている	☐ YES ☐ No
④	次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い?	☐ 乳幼児 ☐ 生命に危険な行為 例: 頭部打撲、顔面攻撃、首絞め、蹴る、溺れさせる、道具を使った体罰、乳幼児への強い揺さぶり・逆さ吊り・戸外放置等 ☐ 中等度の外傷 比較的軽度(医療機関受診を要しない程度)だが、保護者や子どもからの説明に整合性がない外傷(擦過傷、打撲傷、内出血等) ☐ 重度のネグレクト ☐ 電気やガス等のライフラインが止まっている ☐ 保護者に慢性的な精神疾患があり、乳幼児の世話ができていない。	☐ YES ☐ No
⑤	虐待が繰り返される可能性が高い?	☐ 新旧混在した傷、入院歴 ☐ 過去の介入(複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだいの虐待歴」) ☐ 保護者の虐待の認識・自覚無し ☐ 保護者の精神的不安定さ・判断力の衰弱	☐ YES ☐ No
⑥	虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている?	☐ 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安 ☐ 面接場面での様子(無表情、表情が暗い、過度のスキンシップを求める、(その他: _____)) ☐ 虐待に起因する身体的症状(発育・発達遅れ、腹痛等)	☐ YES ☐ No
⑦	保護者に虐待の発生または重症化につながるリスク要因がある?	☐ 子どもへの拒否的感情・態度 ☐ 精神状態の問題(鬱的、出産ストレス、育児ノイローゼ等) ☐ 性格的問題(衝動的、攻撃的、精神的に未熟、(その他: _____)) ☐ アルコール・薬物等の問題(現在常用している、過去に経験がある) ☐ 公的機関等からの援助に対し、拒否的あるいは改善がみられない。 ☐ 家族・同居者間での暴力(DV)、不和 ☐ 日常的に子どもを守る人がいない。 ☐ 住所(居所)が頻繁に変わる。 ☐ 昼間や夜間に長時間外に出ることがある、夜間不在だったことがある。 ☐ 子どもに軽度の外傷を生じさせた、傷が残るほどではないか体罰がある。 ☐ 極めて家が不衛生な住環境にある、衣服など長期間不潔なままにする。	☐ YES ☐ No
⑧	虐待の発生または重症化につながる可能性のある家庭環境等	☐ 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等(発達等の遅れ、障がい等) ☐ 子どもの問題行動(攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、嘘をつく等) ☐ 保護者の成育歴(被虐待歴、愛されなかった思い等) ☐ 養育態度・知識の問題(意欲なし、知識不足、期待過剰等) ☐ 家庭状況(祖父母等を含む保護者の死亡・失踪・離婚、妊娠・出産、ひとり親等) ☐ こどもが過度に兄弟の世話や家事を行っている。 ☐ 「子どもを叩いてしまおう」と保護者が訴えている。 ☐ きょうだい間の差別的な扱いがある。 ☐ 無視、暴言、乱暴な扱いなど保護者の不適切な関わりがある。	☐ YES ☐ No

緊急度A
分離を前提とした緊急介入
緊急一時保護を検討

緊急度B
発生(再発)防止のための緊急支援
発生前の一時保護を検討

緊急度C
集中的支援の実施
集中的な支援場合によっては一時保護を検討

緊急度D
継続的・総合的な支援の検討
継続的・総合的な支援場合によっては一時保護を検討

アセスメント状況 ※電話等で情報収集を行った機関に☑をつける。

☐ 学校(子どもの所属機関)
 ☐ 市町
 ☐ 女性相談支援センター・配偶者暴力相談センター
 ☐ 児相での相談歴
 ☐ その他(_____)

在宅支援共通アセスメント・プランニングシート 2023

記入者所属氏名 記入日 年 月 日 (初回・回目)
 ケース番号 児童名 生年月日 年 月 日 所属校園 受理日 年 月 日 (新規・再開)

虐待の種類		虐待の程度：該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください。該当レベルは、0～3歳の場合は1段レベルを上げてください。							
		身体的虐待の例		ネグレクトの例		心理的虐待の例			
主 ◎ 副 ◎ 該 当 に ○	身体的	最 重 度	頭部外傷 乳児を投げる 踏みつけ 窒息の危険 その他生命危害行為	病気なのに受診させない 明らかな衰弱 脱水	自殺の強要 親子心中を考える 子どもの自殺企図	妊娠 性交渉 ボルノ被写体			
	ネグレクト		重 度	骨折 打撲 やけど 腹をける 顔面のひどい外傷 被害児が乳児	乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置 長期外出禁止 主ライフライン停止 食事が満足にできない	頻回なDVの目撃 子の頻回の自傷行為 日常的に威嚇・非難・無視	性器をみせる 着衣の上から触る 性描写や性交渉を見せる		
	心理的			中 度	半年以内に2回以上のあざや傷 新旧の傷 顔面のあざ ける	生活環境不良で改善なし 放置 登校禁止	目前DV 子の自傷行為 強い叱責・脅し 保護者自傷 きょうだい間差別	着替えを覗く 浴室に入る 子の不相应な性的言動	
	性的				軽 度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ	健康問題が起きない程度のネグレクト	子への威嚇、非難、無視がときどき きょうだい間差別が一時的にある	子どもに卑猥な言葉を発する 性的描写物の放置
	特定妊婦・要支援					危 惧	今傷はないが、発生する可能性が高い	予防接種や健診を受けない	子がかわいく思えない
子の年齢									
*0-3歳									
*4-就学前									
小学生									
中学生									
15歳以上									

安否確認・過去の虐待歴等

情報を得られる機関	児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他		
子どもの安否確認	毎日可能 時々できない できにくい	校園の所属 (有 無)	居住実態不明
過去の虐待歴	入院歴・施設入所歴	きょうだいの被虐待歴	一時保護歴 通告・相談歴 (きょうだい含む)
養育者の被虐待歴	被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた・過度の期待束縛		

ケース概要：かわりを始めたきっかけや子どもの安全について問題となっている事実

Ⅰ 子ども・家庭・養育の様子 *は優先的に把握したいもの

気に留めておく確認項目と内容 (必ずしもすべて埋める必要はありません。)

*は保護との関連の 高い項目です。	不明	はい	やや	疑い	いいえ	以下、該当項目と思われるものを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。
子 ど も	1 心身の発達*					低身長・体重増加不良・障害や遅れ (身体・知的・発達)・疾患
	2 精神の状態*					表情が乏しい・睡眠リズム・抜毛・自傷・自殺企図
	3 日常世話の欠如					ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・季節に合わない衣服・物が揃わない 不登校や学校園を休ませがち・乳幼児健診未受診・予防接種未受診・虫歯が多い
	4 行動・情緒の問題					感情の起伏が大きい・癇癪・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・性化行動・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出・不登校
	5 子の意志・気持ち*					家に帰りがたがらない・親の前で (萎縮・無表情・口止めに応じる)
養 育 者	6 心身の状態					精神症状がある (妄想、幻聴、幻覚等)。通院ができていない、服薬ができていない、疑いがあるが通院できていない、慢性疾患、障害関連手帳の所持 (身体、知的、精神) 等
	7 性格的問題					衝動的、未熟 (自己中心的)、攻撃的、他罰的、偏り、共感性のなさ短絡的、虚言、自己顕示欲、感情を抑えられない、言うことがよく変わる、被害的、その場逃れ、うそが多い等
	8 依存症等*					アルコールの匂い・視線がうつろ・摂食障害 依存症 (アルコール・薬物・スマホ・ギャンブル・買い物・盗癖)
	9 家事・育児能力*					送迎ができない・障害疾患のため能力低下・妊娠中など
養 育 状 況 ・ 態 度	10 妊娠・出産前後					健診回数少ない・飛び込み出産・若年・母子手帳発行遅延・くつかえす妊娠・予期せぬ妊娠等
	11 虐待の継続性*					単発・1～2月に1回・繰り返し・常習
	12 子への感情・態度					子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・無関心 子をけなす・過干渉・脅す
	13 虐待自覚なし*					問題意識なし・体罰容認・親主張・虐待の否定・隠蔽
	14 養育意欲なし					ケア状態の怠慢、子の食事を作る意欲ない、放任、放置する、能力があっても意欲がない、能力はあるが、不安定になると意欲が失せる (他に心が向き、意欲を無くしている)
	15 養育知識なし					知識不足・技術不足・期待過剰・価値観の違い
家 庭	16 家族問題					不和・別居・家出・未婚・離婚・内縁・ステップファミリー・家族構成の変化・介護
	17 DV					加害者 ()・DVの種類 (身体的・精神的・性的・経済的・社会的隔離)
	18 経済問題					借金・生活苦・失業・転職・不定的就労・計画性欠如・生保廃止
	19 生活環境					劣悪な居住環境・住宅狭小・安全への配慮なし・不衛生・居所不定
サ ポ ー ト	20 子を守る人なし*					同居している大人がいても、子どもを守れない・虐待者以外に大人がいない
	21 社会的支援なし*					孤立的・親族関係 (対立・過干渉・応援なし)・転居
	22 関係機関に協力態度なし					拒否・接触困難・抵抗・不信任
	23 援助効果なし					改善が期待できない・聞きながす

(保護の検討が必要な状況)

在宅で子どもの安全が確保できない状況と判断される場合
緊急時の対応

児童相談所と市町村の役割分担 (主担当は、児相・市町村)

緊急度・重症度が高いので、児童相談所が主
今は児童相談所が主だが、今後市町村にシフト
市町村が主となり対応する
児童相談所と市町村が共同対応する
状況が悪くなる可能性があり、児童相談所へつなぐ準備をする

◎在宅アセスメント研究会 (加藤瞳主宰)

傷の位置・日付：

ジェノグラム

同居の家族等	父 (実・継・養)・内縁男性 母 (実・継・養)・内縁女性 祖父 (父方・母方) 祖母 (父方・母方) おじ・おば きょうだい (実・異父・異母) その他 ()
--------	---

エコマップ

次回個別ケース検討会議開催
開催時期 () (未定)
次回新たに招集する機関

ネグレクトの支援方法を考えるためのアセスメントシート

氏名	年齢	所属	※乳幼児のみ確認する			
ネグレクトタイプ	項目	確認事項	適切	やや	不適切	不明
1 栄養	食事の準備	朝食は食べたか 内容 ()	食べた	やや	食べていない	
		昼食は食べたか 内容 ()	食べた	やや	食べていない	
		夕食は食べたか 内容 ()	食べた	やや	食べていない	
		誰が準備するか ()				
		家に食べ物はあるか	ある	やや	ない	
	食事の量	※ミルクの量 () ml 回数 () 回				
		お腹いっぱい食べているか	食べている	やや	食べていない	
		体重の増加はみられるか	増加あり	やや	増加なし	
2 身体的	身体の発育	体重 () kg 身長 () cm				
		成長曲線が適当か	適当	やや	不適当	
	心の発達	表情は乏しくないか	豊か	やや	乏しい	
		感情を表現することが出来るか	できる	やや	できない	
		のびのびと遊んでいるか	遊んでいる	やや	遊んでいない	
		かん黙、チック等の症状はないか。あれば右欄に記載			()	
	おむつ	※おむつかぶれはないか	ない	やや	ある	
		※交換は適切に行われているか	適切	やや	不適切	
	身体の衛生	体の汚れ 臭いはないか	ない	やや	ある	
		髪の状態 (ベタつき、匂い、散髪)	よい	やや	汚れている	
		誰と入浴しているのか 右欄 () に記載→	()			
	睡眠のリズム	寝る時間 () 時頃	適切	やや	不適切	
		起きる時間 () 時頃				
	片づけ	常に、ごみや物が山積みしていないか	生活に支障なし	やや	山積み	
		異臭やカビ、ムシが湧いていないか	なし	やや	あり	
	ライフライン	供給されているか (水・ガス・電気)	止まっていない	やや	止まっている	
		以前に止まっていたことがあるか	なし	やや	あり	
	事故防止	危険な物 (たばこ、ライター、薬等) を手が届く所に置いてないか	置いていない	やや	置いている	
		ストーブ、扇風機、転落防止は安全に配慮してあるか	配慮あり	やや	配慮なし	
	室温	適切な室温管理はできているか (身体への影響等)	できている	やや	できていない	
	衣類	季節に応じた服を着ているか	着ている	やや	着ていない	
		清潔な衣類を着ているか	着ている	やや	着ていない	
		服や靴 サイズは合っているか	合っている	やや	合っていない	
3 医療	医療機関の利用	適切に病院に行っているか	行っている	やや	行っていない	
		処方された薬を服用しているか	している	やや	していない	
	健診	妊産婦健診を受けていたか	受けた	やや	受けていない	
		予防接種を受けているか	受けた	やや	受けていない	
		4か月児健診 1. 6歳児健診 3歳児健診は受けているか	受けた	やや	受けていない	
	デンタル ネグレクト	虫歯の有無 う歯の数 () 本				
		虫歯の治療をしているか	している	やや	していない	
		歯磨きはしているか	している	やや	していない	
4 保護	長時間放置	子どもを家において長時間外出していないか (昼間、夜間)	していない	やや	している	
5 情緒	養育態度	子どもが安心して生活できるような接し方をしているか	している	やや	していない	
		兄弟間差別や無視するような態度をとっていないか	とっていない	やや	とっている	
	しつけ	駄と称して厳しい罰(体罰等)を与えていないか	与えていない	やや	与えている	
		叱り方が適切か	適切	やや	不適切	
		暴言 (死ね 殺す 消えろ等) がないか				
	子どもへの期待	子どもの負担になるような過度の期待をしていないか	していない	やや	している	
	コミュニケーション 子どものニーズ	子どもと話をしたり相談にのったりしているか	している	やや	していない	
		子どもの行事 (誕生日等) や趣味に関心があるか	ある	やや	ない	
	非行の予防	非行の予防に努めているか ・万引き ・暴力 ・飲酒 ・喫煙 ・夜間徘徊 ・不純異性行為 ・自家金持ち出し ・無断外泊等 参考:補導対象時間 (23:00~4:00)	努めている	やや	努めていない	
6 教育	アルコール薬物	生活に支障の出るようなギャンブル・アルコール依存がないか	ない	やや	ある	
		多量服薬・薬物依存がないか	ない	やや	ある	
		常に夫婦不和(暴言、暴力、冷戦状態等)がないか	ない	やや	ある	
	夫婦不和 異性関係	不適切な異性関係(異性の出入り等)がないか	ない	やや	ある	
		家事や兄弟の世話のために登校させない	させる	やや	させない	
		登校に対して無関心である (欠席の連絡をしない等)	関心がある	やや	無関心である	
	学校手続き	長期間 (7日以上) 安否確認ができない	できる	やや	できない	
		給食費、校納費等の滞納がないか	ない	やや	ある	
		学校への提出書類等を出しているか	いる	やや	いない	
		特別支援教育への理解が困難である	理解している	やや	理解していない	
7 経済	学業関係	宿題や提出物(連絡帳等)に関心を示しているか	いる	やや	いない	
		学用品や必要物品が揃っているか	いる	やや	いない	
		生活全般から判断して困窮しているか	いない	やや	いる	
参考資料: 安部計彦 著「ネグレクトされた子どもへの支援」			合計値			

■法令関係

①児童福祉法

※抜粋(厚生労働省)



②児童虐待防止法

(厚生労働省)



③児童の権利に関する条約

(厚生労働省)



「子どもの権利条約」の4つの柱



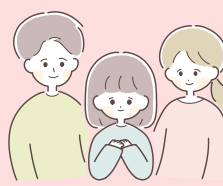
生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



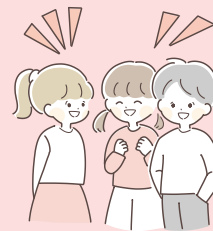
育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(出典:公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ)

■「こども基本法」

こども基本法は、こどもの権利と尊厳を守るための基本的な考え方を定め、国や自治体・社会全体にこども施策の推進を義務付ける法律です。こどもの意見尊重や貧困対策、虐待防止などを包括的に進めることを目的とし、2023年4月1日に施行されました。

④こども基本法 (こども家庭庁)



⑤子どもの標準身長・体重曲線 (日本小児内分泌学会)



⑥学校と関係機関との連携 マニュアル四訂版 (長崎県教育委員会)



⑦保育所や幼稚園等における虐待 及び発生時の対応等に関するガイドライン (こども家庭庁)



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

■子どもの相談窓口早見表



育児相談

子育てに不安がある自分の子どもにかわいくないイライラして子どもにあたってしまう。子どもをきびしく叱ってしまう。

- ①②佐世保市すこやか子どもセンター(子ども保健G&子ども子育て応援G)
- ③～⑨各子育て支援センター(保育士)
- ⑩佐世保市幼児教育センター
- ⑪佐世保こども・女性・障害者支援センター
- ⑫民生委員児童委員

ミルクや母乳を飲まない離乳食の進め方について相談したい。

- ⑥佐世保市健康づくり課(管理栄養士)
- ①佐世保市すこやか子どもセンター(子ども保健G)
- かかりつけの小児科

むし歯予防(歯磨きの方法など)についてわからない。歯並び、かみ合わせについて相談したい。

- ⑥佐世保市健康づくり課(歯科衛生士)
- かかりつけの歯科

障がいの相談

知的障がいや身体障がい・精神的障がいなどあり、生活上さまざまな困難がある。

- ①佐世保市すこやか子どもセンター(子ども保健G)
- 必要に応じて子ども発達センターを紹介します
- ④佐世保市障がい福祉課
- ③佐世保市教育委員会学校教育課
- ②佐世保こども・女性・障害者支援センター



発達相談

言葉が遅い・成長が遅いと感じるその他の子どもの成長に関すること。

- ①佐世保市すこやか子どもセンター(子ども保健G)
- 必要に応じて子ども発達センターを紹介します
- かかりつけの小児科
- ③佐世保市教育委員会学校教育課
- ②幼児ことばの教室
- ③幼児まどか教室(キンダーまどか)
- ④ことばの教室
- ⑤きこえとことばの教室

落ち着きがない・集中力がない。人とのコミュニケーションがとりにくい。集団の中でうまくいかない。

- ①②佐世保市すこやか子どもセンター(子ども保健G&子ども子育て応援G)
- 必要に応じて子ども発達センターを紹介します
- かかりつけの小児科
- ③佐世保市教育委員会学校教育課
- ⑥まどか教室
- ⑦ゆたか教室
- ⑧すこやか教室
- ②佐世保こども・女性・障害者支援センター

こころの相談

こころの健康やうつ病、依存症などの相談や精神医療機関等の情報提供

- ④佐世保市障がい福祉課

緊急な精神医療相談

- ④長崎県精神科救急情報センター(精神保健課)



非行

夜遊び、外泊、家出、万引き、暴行、シンナー、喫煙。

- 通学している学校
- ⑩佐世保市青少年教育センター
- ③佐世保市教育委員会学校教育課
- ②佐世保こども・女性・障害者支援センター
- ⑤県北少年サポートセンター
- ⑦ヤングテレホン
- ⑧民生委員児童委員

児童虐待

いつも子どもを激しくたたいている。いつも子どもが激しく泣いている。公園などで遅くまで家に帰らないなど。

- ②佐世保こども・女性・障害者支援センター
- ①児童相談所全国共通ダイヤル 189
- ②佐世保市すこやか子どもセンター(子ども子育て応援G)
- ⑧民生委員児童委員
- ⑨人権擁護委員

いじめ

いじめにあっている。

- 通学している学校
- ⑩佐世保市青少年教育センター
- ②愛のテレホン
- ⑧民生委員児童委員
- ⑨人権擁護委員

不登校

学校に行きたがらない。

- 通学している学校
- ⑩佐世保市青少年教育センター
- ②あすなろ教室
- ③教育委員会学校教育課
- ②佐世保市すこやか子どもセンター(子ども子育て応援G)
- ②佐世保こども・女性・障害者支援センター
- ⑧民生委員児童委員
- ⑨人権擁護委員

ひきこもり

16歳以上でおおむね6ヶ月以上、自宅にひきこもり状態にある。

- ④佐世保市障がい福祉課
- ④佐世保市社会福祉協議会

家庭の問題

子どもの養育相談
経済的な相談
家族間の暴力
ヤングケアラー(幼い弟妹や病気の親の世話のため学校を休んでいるなど)

- ②佐世保市すこやか子どもセンター(子ども子育て応援G)
- ②佐世保こども女性障害者支援センター
- ④佐世保市社会福祉協議会
- ⑦佐世保市人権男女共同参画課
- ⑧民生委員児童委員
- ⑨人権擁護委員

ひとり親の自立支援・就労支援

- ②佐世保市子ども支援課
- ④佐世保市社会福祉協議会

生活保護に関する相談

- ⑤佐世保市生活福祉課

生活困窮に関する相談

- ④佐世保市社会福祉協議会

多重債務・ネット課金等の消費生活に関する相談

- ⑨佐世保市消費生活センター

離婚や暮らしの法律相談

- ④長崎県弁護士会佐世保支部
- ③法テラス佐世保法律事務所
- ⑧佐世保市市民相談室

配偶者等からの暴力についての相談

- ⑦佐世保市人権男女共同参画課
- ⑨配偶者暴力相談支援センター(佐世保こども・女性・障害者支援センター)

管轄の警察署

- ①～③ 管轄の警察署

■相談窓口一覧

※左記の相談内容と相談窓口にご確認ください。

佐世保市役所

代表 ☎0956-24-1111 平日8:30～17:15

※祝日・年末年始除く



- ①すこやか子どもセンター
 - ①子ども保健グループ (直通)25-9741(内線5451～5455)
 - ②子ども子育て応援グループ(直通)25-9705(内線5460～5463)
- ②子ども支援課(自立支援) (直通)25-9717(内線5437・5447)
- ③学校教育課 指導係 ……(直通)25-9644(内線3113・3119)
- ④障がい福祉課 ……(直通)25-9727(内線5110～5113)
- ⑤生活福祉課 新規相談係(直通)25-8851(内線5219～5220)
- ⑥健康づくり課 ……(直通)25-9826(内線5535 歯科衛生士 内線5536)
- ⑦人権男女共同参画課 ……(直通)37-6131(内線3221～3222)
- ⑧市民相談室 ……(代表)24-1111
- ⑨消費生活センター ……(直通)22-2591
- ⑩青少年教育センター ……(直通)22-0781
- ⑪佐世保市子ども発達センター ……(直通)23-3945
- ⑫幼児教育センター(保育士) ……(直通)31-0550
- ⑬佐世保市東部子育て支援センター ……(直通)39-4002
- ⑭佐世保市北部子育て支援センター ……(直通)47-3329
- ⑮子育て支援センターほとんとき ……(直通)32-1903
- ⑯重ヶ丘幼児園子育て支援センター ……(直通)34-4188
- ⑰日野子育て支援センター ……(直通)28-3264
- ⑱親子ひろば よんばらこ ……(☎080-1730-0181)
- ⑲おはし子育て支援センター ……(直通)64-3525

- ②佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所) ☎24-5080 平日、土日9:00～17:45 虐待通告は24時間
- ①児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちばやく)24時間
- ②幼児ことばの教室(言語障がい通級指導教室) 清水小学校内 ☎25-5695 平日8:30～17:15 ※祝日・年末年始除く
- ③幼児まどか教室(キンダーまどか) (情緒を中心とした発達に心配のある就学前の幼児教室) 白南風小学校内 ☎32-7701 平日8:30～17:15 ※祝日・年末年始除く
- ④ことばの教室(言語障がい通級指導教室)
- ⑤きこえとことばの教室(難聴・言語障がい通級指導教室)
- ⑥まどか教室(情緒障がい通級指導教室)
- ⑦ゆたか教室(情緒障がい通級指導教室)
- ⑧すこやか教室(情緒障がい通級指導教室) (※②～⑧通学している学校・教育委員会学校教育課へお尋ね下さい)
- ⑨あすなろ教室(学校適応指導教室) 青少年教育センター内 ☎22-0781 平日 8:30～17:15 ※祝日・年末年始除く
- ⑩愛のテレホン(青少年教育センター) ☎22-0077 平日 8:30～17:15 ※祝日・年末年始除く
- ①佐世保警察署 ☎23-0110
- ②相浦警察署 ☎47-5110
- ③早岐警察署 ☎39-0110
- ④江迎警察署 ☎66-3110
- ⑤新上五島警察署 ☎0959-42-0110

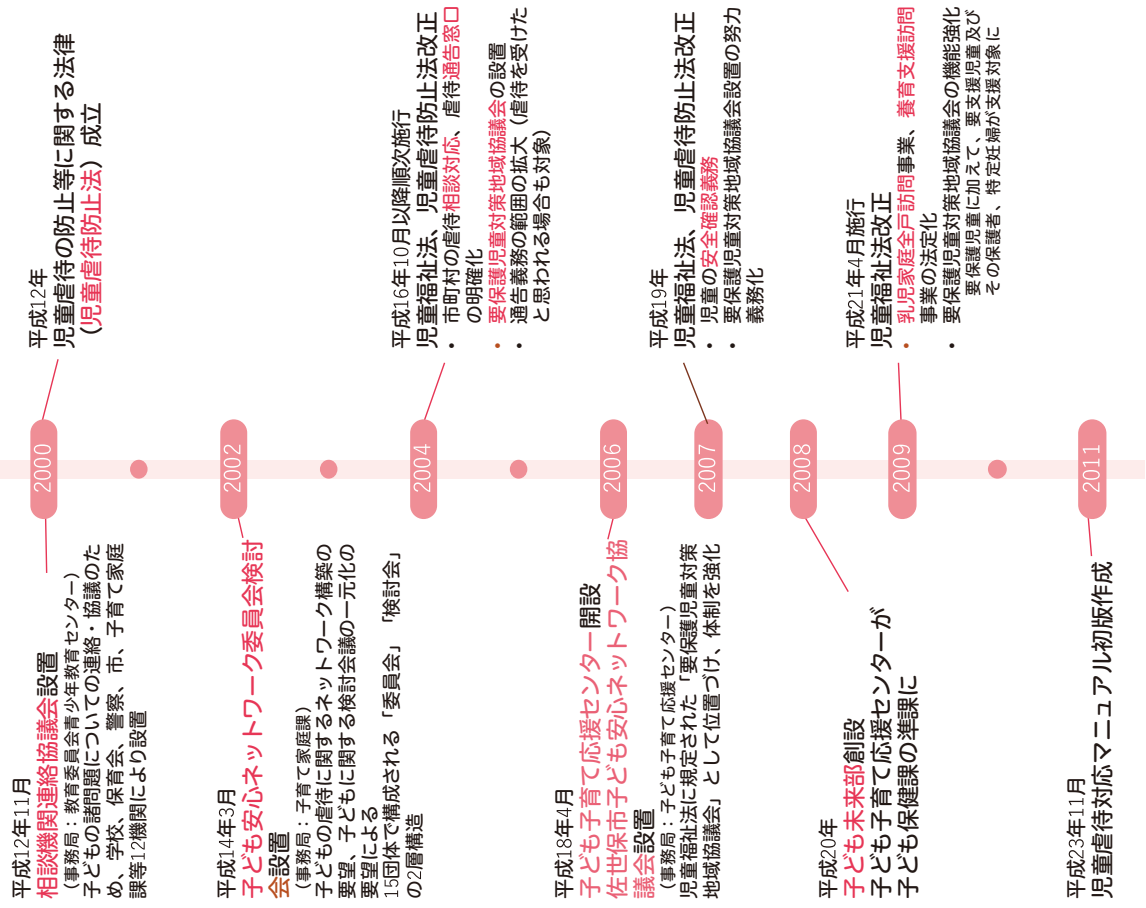
- ⑤県北少年サポートセンター ☎23-5660
- ⑦ヤングテレホン(長崎県警本部少年課サポートセンター) ☎0120-786714 平日 9:00～17:45 ※祝日・年末年始除く
- ⑧民生委員児童委員協議会連合会 ☎59-6115 平日 8:30～17:15 ※祝日・年末年始除く(※市役所保健福祉政策課へお尋ね下さい)
- ⑨人権擁護委員協議会 ☎24-4850 平日 8:30～17:15 ※祝日・年末年始除く
- ⑩配偶者暴力相談支援センター ☎24-5125 (佐世保こども・女性・障害者支援センター) 平日 9:00～17:45 ※祝日・年末年始除く
- ①長崎県精神科救急情報センター(精神保健課) ☎0957-53-3982(24時間)
- ④佐世保市社会福祉協議会(自立相談支援担当) ☎23-0265 平日 8:30～17:15 ※祝日・年末年始除く
- ④法テラス佐世保法律事務所 ☎050-3383-5516 平日 9時～12時、13時～17時 ※祝日・年末年始除く
- ④長崎県弁護士会 佐世保支部 ☎22-9404 平日10:00～16:00 ※祝日・年末年始除く



子ども安心ネットワークの歩み

佐世保市

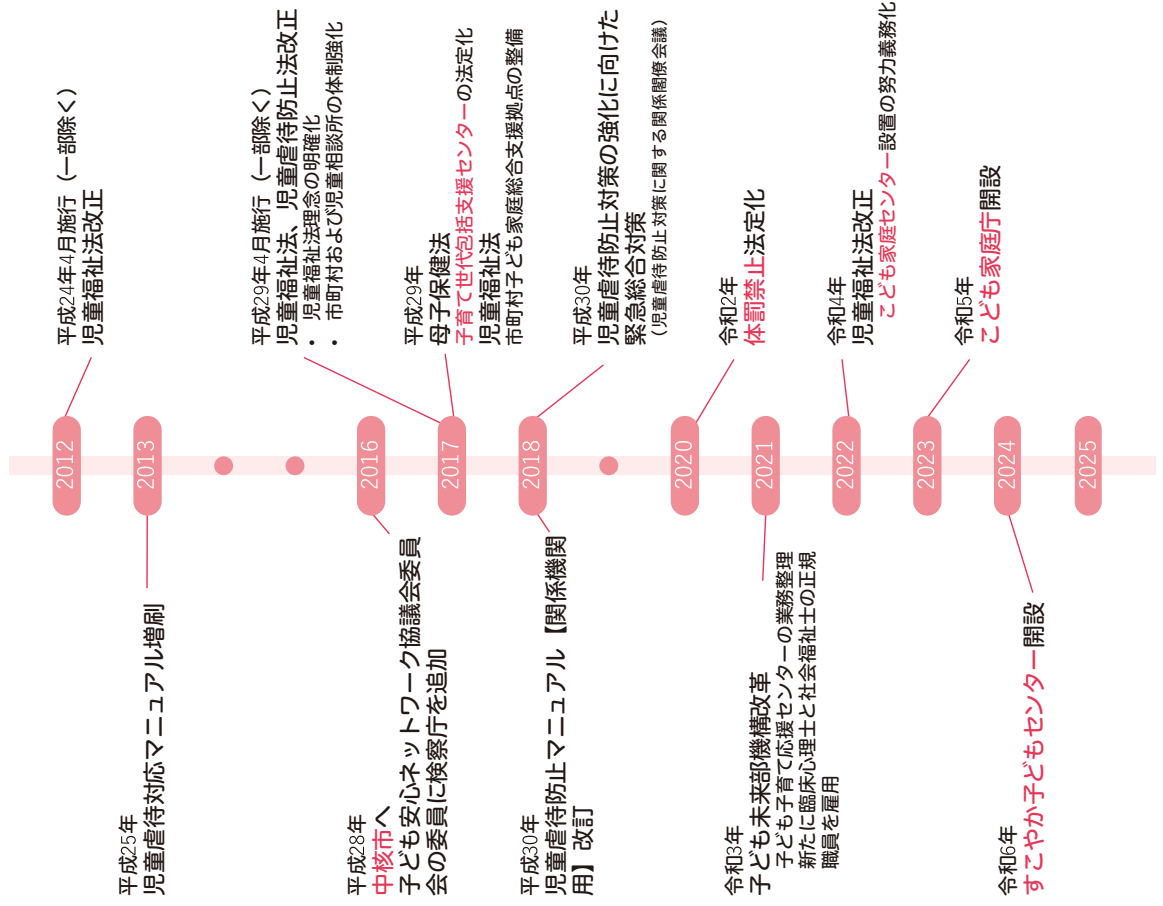
国・県



子ども安心ネットワークの歩み

佐世保市

国・県



参考文献

- こども家庭庁：「こども家庭センターガイドライン」(令和6年4月1日適用)
- こども家庭庁：「こども虐待対応の手引き」(令和7年12月改正版)
- 文部科学省：「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」(平成26年3月)
- 厚生労働省：「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」(平成26年3月)
- 日本小児科学会：子ども虐待問題プロジェクト「子ども虐待診療手引き」(令和4年3月 改訂第3版)
- 長崎県教育委員会：「学校と関係機関との連携マニュアル」(令和6年2月改訂第四版)
- 枚方市児童虐待問題連絡会議：枚方市児童虐待防止マニュアル(平成31年3月)
- 富田林市要保護児童対策地域協議会：富田林市児童虐待防止マニュアル(令和7年2月改訂第3版)
- 安部計彦、加藤曜子、三上邦彦編著：「ネグレクトされた子どもへの支援」
- 平成29年度児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する研究(厚生労働省)
- 在宅アセスメント研究会：「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート2023活用のでびき(2023年版)」



佐世保市子ども安心ネットワーク協議会が 目指すもの



- ★育児不安、虐待、いじめ、不登校など子どもに関する諸問題についての専門知識の充実、対応技術の向上など各関係者のスキルアップ
- ★各関係機関相互の連携強化、より緊密なネットワーク確立
- ★子どもに関する諸問題への市民の理解、対応を促す意識啓発



これらにより
子どもや家庭を地域全体でサポートする風土をつくる





佐世保市 子育て応援

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

イチ ハヤ ク

189



通話無料 匿名可能 秘密厳守

親子を救う
プロがいます。

※連絡内容等もとに支援の可否を判断します

佐世保市児童虐待防止マニュアル(2026年改正版)

発行／編集 佐世保市子ども安心ネットワーク協議会

(要保護児童対策地域協議会)委員会・検討会委員

事務局 佐世保市子ども未来部 すこやか子どもセンター 子ども子育て応援グループ

佐世保市高砂町5番1号 TEL:0956-25-9705(直通)

E-mail:sukosen@city.sasebo.lg.jp

発行日 令和8年(2026年)7月